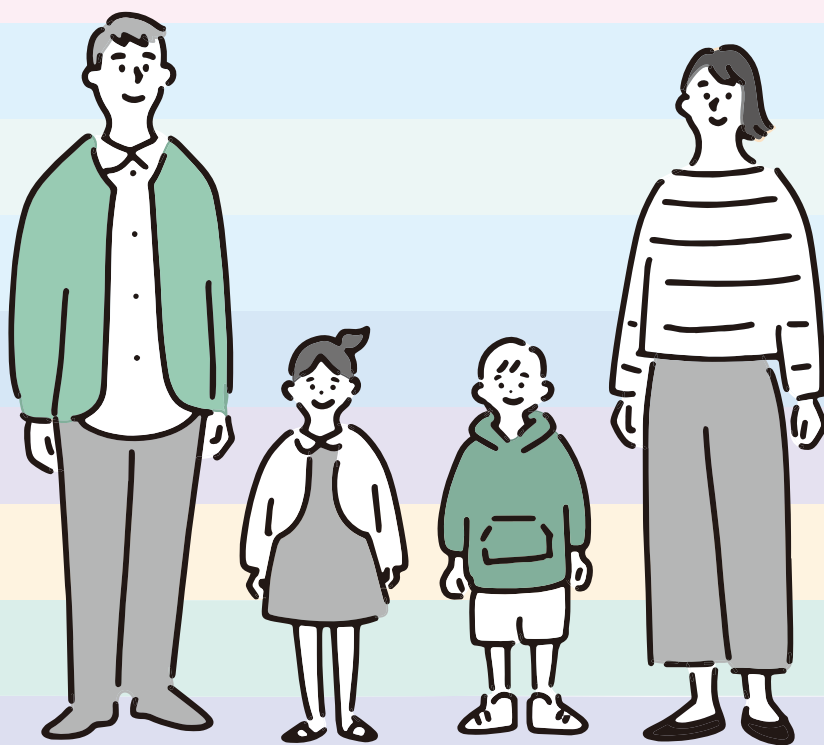


茨城町 第3期 子ども・子育て 支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7年3月

茨城町

はじめに

近年、我が国においては、デジタル社会への移行が急速に進むとともに働き方が多様化し、効率化や利便性が飛躍的に向上した一方で、地域の繋がりが希薄化し、子育て家庭の孤立や子どもの居場所づくりが大きな課題になるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。さらには、児童虐待や不登校、子どもの貧困といった新たな問題が起きています。

このような社会背景のもと、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立し、「こども基本法」を制定しました。その基本理念として、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

本町においても、子育て支援は喫緊の課題であるという認識のもと、出産・子育て応援給付金やチャイルドシート購入補助、多子世帯保育料軽減などの経済的支援を実施してまいりました。また、令和6年4月には「こども家庭センター」を新設し、子育ての悩みや不安に寄り添う伴走型支援を推進しているところです。

この度、これらの施策に加え、さらなる子育て支援事業の円滑な実施に向けた取り組みと、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに育つことができる地域社会を目指すための計画として、「茨城町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、子どもを取り巻く環境の変化を見据えながら、地域社会全体で積極的に子育てに関わりを持つことができるよう、地域共生社会の実現を目指すものとしています。

子どもは社会の宝であり、希望です。

子育ては未来を支える人材を育てることであり、家庭だけが担うものではありません。子どもが健やかに成長し、やがて社会との積極的な関わりを持ちながら生きがいある幸せな生活を送れるよう、地域、学校、職場、行政が一体となって子育てを担う意識醸成を図り、未来につながるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました茨城町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者、教育・保育施設及び学校関係者の皆様に深く感謝し、心より御礼申し上げます。

令和7年3月

茨城町長 小林宣夫

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てをめぐる町の現状	3
1 統計からみた本町の現状	3
(1) 人口の状況	3
(2) 出生の状況	4
(3) 女性の就業状況	5
(4) 児童数の推移と予測	6
2 子育て支援サービス等の現状	7
(1) 町内施設全体の状況	7
(2) 保育所(園)の状況	7
(3) 小規模保育施設等の状況	8
(4) 幼稚園の状況	8
(5) 認定こども園の状況	9
(6) 待機児童	9
(7) 小学校・中学校の状況	10
(8) 障がい児通園施設の状況	11
(9) こども課及び関係機関への相談件数	11
3 ニーズ調査結果から分かる現状	12
(1) 調査の実施概要	12
(2) 就学前児童調査の主な結果	13
(3) 小学生調査の主な結果	22
4 第2期計画の総括	26
基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援	27
(1) 幼児教育・保育の充実	27
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	28
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	30
基本目標3 子どもと母親の健康の確保及び増進	34
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保	39
基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進	41
基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 教育・保育提供区域の設定	47

3 基本目標	48
基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援	48
基本目標2 子どもの健やかな成長を促す支援	48
基本目標3 親子の健康の確保及び増進	48
基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備	48
基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進	49
基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	49
4 計画の体系	50
第4章 計画の推進方策	51
基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援	51
1 教育・保育施設の充実	51
(1) 1号認定(3～5歳)	51
(2) 2号認定(3～5歳)	51
(3) 3号認定(0～2歳)	52
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	53
(1) 利用者支援事業	53
(2) 地域子育て支援拠点事業	54
(3) 妊産婦健康診査	54
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(5) 養育支援訪問事業	55
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) ..	55
(7) 子育て短期支援事業	56
(8) ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)	56
(9) 一時預かり事業	57
(10) 延長保育事業	57
(11) 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	58
(12) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)	59
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(給食を除く)	61
(14) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	61
(15) 産後ケア事業	61
(16) 子育て世帯訪問支援事業 新規	62
(17) 児童育成支援拠点事業 新規	62
(18) 親子関係形成支援事業 新規	62
(19) 乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度) 新規	63
(20) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 新規	63
基本目標2 子どもの健やかな成長を促す支援	64
1 次代の親の育成	64
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	64
3 家庭や地域の教育力の向上	64
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	64

5 児童の健全育成	64
6 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置及び確保	65
基本目標3 親子の健康の確保及び増進	68
1 子どもと親の健康の確保	68
2 食育の推進	68
3 思春期保健対策の充実	68
4 小児医療体制の充実	68
基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備	71
1 子どもの交通安全の確保	71
2 子どもを犯罪の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進	71
3 仕事と子育ての両立の推進	71
基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進	73
1 児童虐待防止対策の推進	73
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	73
3 医療的ケアや専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実	73
4 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実	74
5 不妊に対する支援	74
基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
1 施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
第5章 計画の推進体制と進捗管理	79
1 計画の推進体制と進捗管理	79
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	80
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上	80
(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	80
(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携方策	80
第6章 資料編	81
1 茨城町子ども・子育て会議条例	81
2 茨城町子ども・子育て会議委員名簿	83



第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2005年に合計特殊出生率が史上最低の1.26となり、少子化に対する危機感が取り沙汰されるようになりました。少子化の原因としては、経済的な不安、女性就業率の向上等に伴う未婚化・晩婚化、子育てに対する不安等があげられました。また子育てを巡る課題は、核家族化の進展による子育て家庭の孤立、女性就業率の向上に伴う保育所待機児童問題等も顕在化してきます。以降、国では特に少子化を意識し、その原因へのアプローチとして、様々な策を講じました。

2015（平成27）年には、地域における子育て環境の整備や支援の充実を図ることで、子を持つことや子育てへの不安感の軽減を目的に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。

さらに2019（令和元）年には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の無償化等、子ども・子育て支援を強化しました。2022（令和4）年には「こども基本法」が制定、2023（令和5）年4月から施行され、同時に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す、施策推進の司令塔の役割を担うことになりました。

こうした流れの中、本町でも、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015（平成27）年には第1期にあたる「茨城町子ども・子育て支援事業計画」を、2020（令和2）年には「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定して、本町の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

今後も、全ての子どもの育ちが保障され、子どものいる家庭が安心して子育てできるよう「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「茨城町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を策定するものです。

2 計画期間

第3期計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から11年度までの5か年とします。

なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間

年 度														
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
茨城町子ども・子育て支援事業計画														
					茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画									
										茨城町第3期子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行います。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」に位置づけ、本町の子ども・子育て支援施策を一体的に推進します。

さらに、「茨城町第6次総合計画」や関連する個別計画との整合を図ることとします。

■子ども・子育て支援法第61条

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法第8条

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

4 計画の策定体制

本町における子育てニーズを把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であるため、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に、ニーズ調査(アンケート調査)を実施しました。

また、子ども・子育て支援に関する関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者、保護者等で構成される「茨城町子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。

さらに、町民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。



第2章

子ども・子育てをめぐる町の現状

第2章 子ども・子育てをめぐる町の現状

1 統計からみた本町の現状

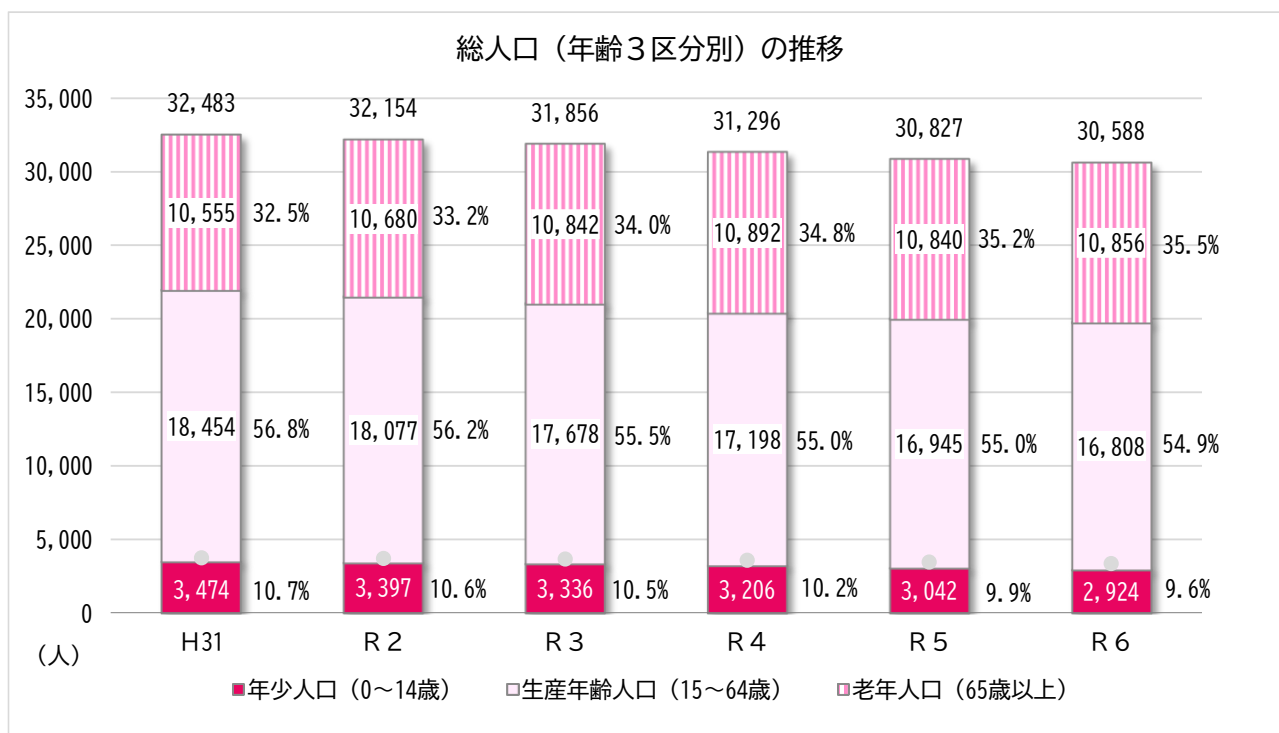
(1) 人口の状況

本町の総人口は減少傾向で推移しています。令和6年4月1日現在 30,588 人となっており、平成31年に比べ1,895人の減少となっています。

また、少子化も進んでおり、年少人口（0歳～14歳）は緩やかに減少し、構成割合は平成31年の10.7%から令和6年には9.6%へ減少しています。

高齢人口（65歳以上）は令和4年までは増加していましたが、令和5年に減少に転じ、令和6年は再度微増しています。一方、構成割合は、緩やかな上昇傾向にあり、令和6年は35.5%となっています。

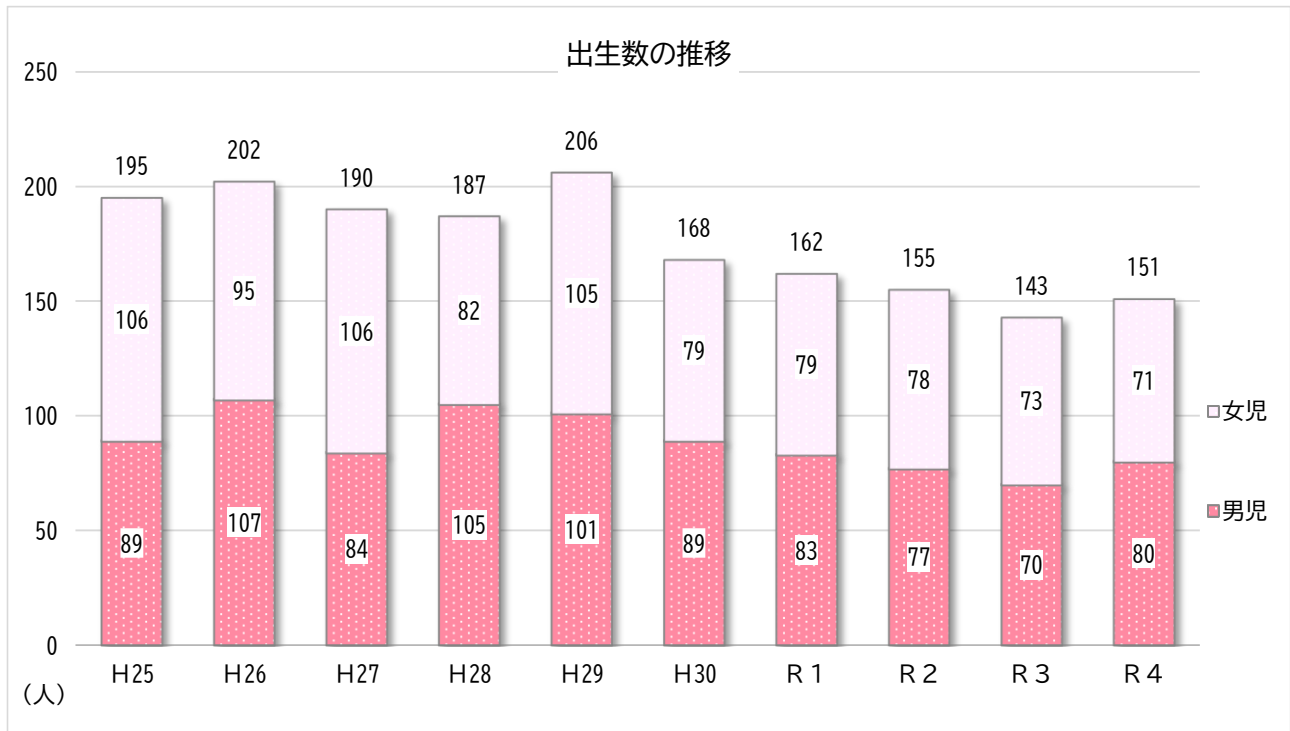
生産年齢人口（15～64歳）は、減少が続き、構成割合も緩やかに低下し、令和6年は54.9%となっています。



(2) 出生の状況

本町の出生数は、増減を繰り返していますが、平成 25 年から令和 4 年にかけて緩やかな減少傾向で推移しており、平成 25 年の 195 人が令和 4 年には 151 人と 44 人の減少となっています。

また、1 人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数とされる合計特殊出生率は、国・県を下回る数値で推移しています。



資料：茨城県人口動態統計

■ 合計特殊出生率の推移

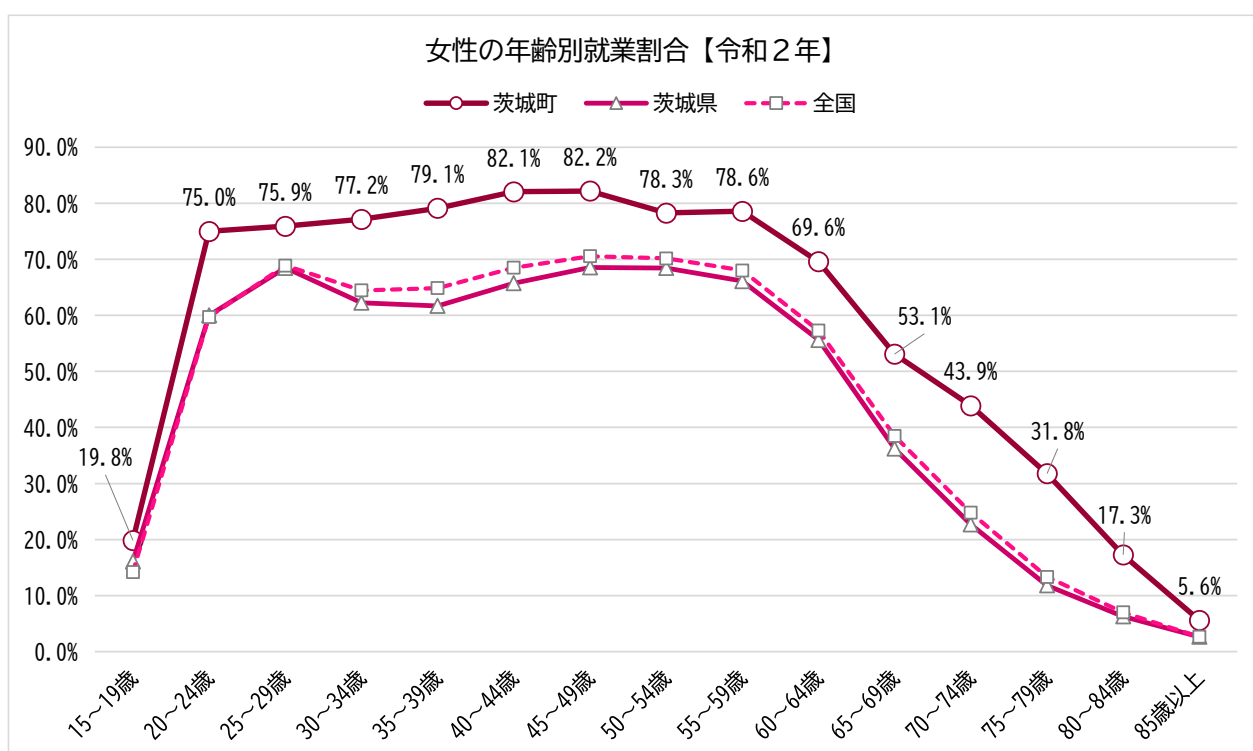
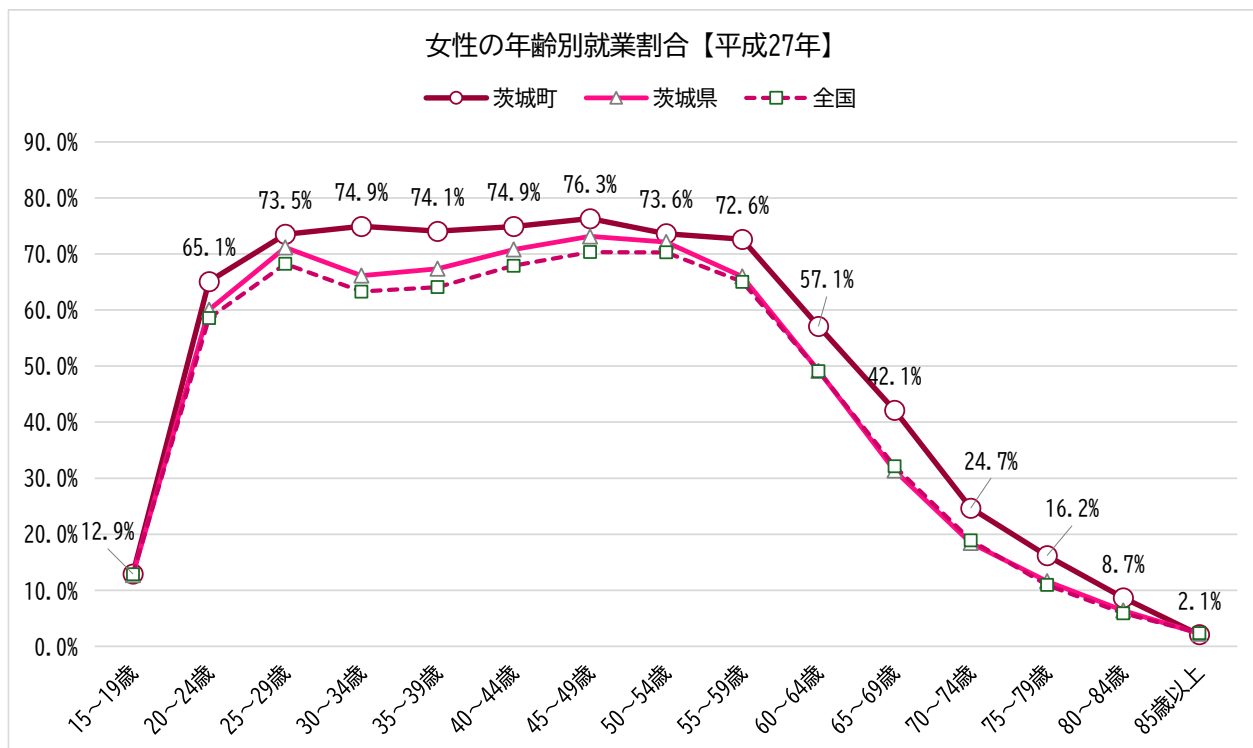
	H20～H24	H25～H29	H30～R4
茨城町	1.26	1.34	1.27
茨城県	1.43	1.46	1.34
全 国	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 女性の就業状況

本町の女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は国・県を上回る率で推移しており、働く女性の割合が高くなっています。

平成27年と令和2年を比較すると、いずれの年齢層でも就業率が上昇しています。国・県では、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字型カーブが、底は浅いものの残っています。本町では、M字型カーブの解消が進み、欧州諸国で見られる台形に近づきつつあります。



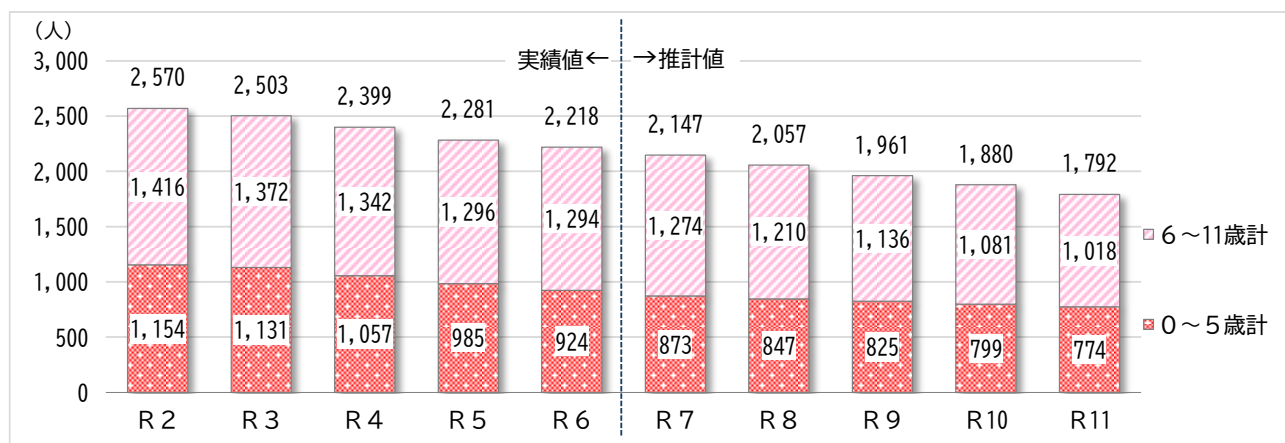
資料：国勢調査

(4) 児童数の推移と予測

本町の児童数は減少傾向で推移しており、令和7年から令和11年の推計についても減少傾向で推移すると予測されます。

	実績値					推計値				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
0 歳	154	146	139	136	118	128	124	120	116	110
1 歳	175	167	152	145	140	124	135	131	126	121
2 歳	196	195	164	150	153	144	128	140	136	130
3 歳	196	203	198	159	156	155	146	130	142	138
4 歳	212	203	203	192	164	157	156	147	131	143
5 歳	221	217	201	203	193	165	158	157	148	132
0～5 歳計	1,154	1,131	1,057	985	924	873	847	825	799	774
6 歳	233	228	207	200	194	189	162	155	154	145
7 歳	212	232	229	209	208	197	191	164	157	156
8 歳	215	211	231	224	212	208	197	191	164	157
9 歳	244	213	213	234	233	215	211	199	194	166
10 歳	243	247	215	212	232	233	216	211	200	194
11 歳	269	241	247	217	215	232	233	216	212	200
6～11 歳計	1,416	1,372	1,342	1,296	1,294	1,274	1,210	1,136	1,081	1,018
0～11 歳計	2,570	2,503	2,399	2,281	2,218	2,147	2,057	1,961	1,880	1,792

各年4月1日現在



推計方法：コーホート変化率法（各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）

2 子育て支援サービス等の現状

(1) 町内施設全体の状況

本町の教育・保育施設に入所している児童数は、令和2年から減少傾向となっており、令和6年4月1日時点では合計650人となっています。

■入所児童数の推移（単位：人、か所）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
保育園（児童数）	306	302	284	274	263
施設数	3	3	3	3	3
小規模保育施設等（児童数）	31	30	36	31	27
施設数	3	4	4	4	4
幼稚園（児童数）	15	11	9	8	10
施設数	1	1	1	1	1
認定こども園（児童数）	432	428	415	390	350
施設数	1	1	1	1	1
合計（児童数）	784	771	744	703	650
施設数計	8	9	9	9	9

令和6年4月1日現在

(2) 保育所（園）の状況

本町の保育所（園）は3か所となっています。町内施設の入所児童数は減少傾向で推移しており、令和6年4月1日時点で290人となっています。また、全体での入所率は73.4%となっています。一方、町外施設の利用者は令和6年4月時点で40人となっています。

■入所児童数の推移（単位：人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
入所児童数（町内施設）	337	332	320	305	290
入所児童数（町外施設）	42	43	40	37	40
合 計	379	375	360	342	330

各年4月1日現在

■年齢別入所児童数と入所率（単位：か所、人、%）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員	入所率
施設数	3	3	3	3	3	3			
児童数	10	53	61	47	60	59	290	395	73.4%
0歳、1・2歳、3～5歳計	10	114		166			290		

令和6年4月1日現在

※入所率：定員に対する入園児童数の割合（以下、同様）

(3) 小規模保育施設等の状況

本町の小規模保育施設は3か所となっています。利用児童数は、令和6年4月1日時点では24人となっています。

また、家庭的保育施設は1か所となっています。利用児童数は、令和6年4月1日時点では3人となっています。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小規模保育施設（児童数）	29	26	31	26	24
施設数	2	3	3	3	3
家庭的保育施設（児童数）	2	4	5	5	3
施設数	1	1	1	1	4
合計（児童数）	31	30	36	31	27
施設数計	3	4	4	4	4

令和6年4月1日現在

(4) 幼稚園の状況

本町の幼稚園の施設数は、1か所となっています。

令和6年4月時点での入園児童数は10人となっています。

■入園児童数の推移（単位：人）

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
15	11	9	8	10

各年4月1日現在

■年齢別入園児童数と入園率（単位：人、％）

4 歳	5 歳	合計	定員	入所率
6	4	10	70	14.3%

令和6年4月1日現在

(5) 認定こども園の状況

本町の認定児童数の推移は次の通りです。令和6年4月1日時点で350人となっており、町内施設に330人、町外施設に20人が通園しています。

■認定児童数の推移（単位：人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号認定	184	160	146	124	105
町内施設	162	147	130	111	91
町外施設	22	13	16	13	14
2号認定	193	203	199	192	184
町内施設	189	199	197	190	179
町外施設	4	4	2	2	5
3号認定	55	65	70	74	61
町内施設	53	64	68	71	60
町外施設	2	1	2	3	1
合 計	432	428	415	390	350

各年4月1日現在

本町の認定こども園の施設数は6か所、令和6年4月1日時点で、入所児童数は330人となっています。また、町内施設の入所率は定員に対し44.9%（1号～3号の合計）となっています。

■年齢・認定別入園児童数（単位：か所、人、%）

	0歳	1歳	2歳	3～5歳		合計		定員		入所率（％）	
施設数	3	4	4	6							
私立こども園	3	22	35	2号	176	2・3号	236	2・3号	270	2・3号	87.4%
				1号	68	1号	68	1号	255	1号	26.7%
公立こども園				2号	3	2号	3	2号	60	2・3号	5.0%
				1号	23	1号	23	1号	150	1号	15.3%
合 計	3	22	35	2号	179	2・3号	239	2・3号	330	2・3号	72.4%
				1号	91	1号	91	1号	405	1号	22.5%

令和6年4月1日現在

(6) 待機児童

本町では、令和6年4月1日現在、国の定義※による待機児童は発生していません。

※調査日時点において、保育の必要性の認定（2号または3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者（保育所等利用待機児童数調査要領より抜粋）

(7) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本町の小学校は4校で、児童数については、減少傾向となっており、令和6年5月1日現在の児童数は1,277人となっています。

■児童数等の推移（単位：校、人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
学校数（校）	4	4	4	4	4
児童数（人）	1,382	1,347	1,322	1,285	1,277

各年5月1日現在

② 中学校の状況

本町の中学校は2校で、生徒数については、減少傾向となっており、令和6年5月1日現在の生徒数は668人となっています。

■生徒数等の推移（単位：校、人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
学校数（校）	2	2	2	2	2
生徒数（人）	782	791	767	722	668

各年5月1日現在

③ 特別支援学校の状況

本町から特別支援学校に通う児童生徒数は、令和6年5月1日現在、小学部17人、中学部18人となっています。

■生徒数等の推移（単位：校、人）

	小学部	中学部	合計
在籍児童生徒数（人）	17	18	35

令和6年5月1日現在

(8) 障がい児通園施設の状況

本町の障がい児通園施設の利用者数は、児童発達支援、放課後等デイサービスともに増加傾向で推移しています。

■利用者数等の推移（単位：か所、人）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童発達支援（か所）	3	3	3	3	4
利用者数（人）	11	12	16	13	21
放課後等デイサービス（か所）	3	3	3	4	5
利用者数（人）	37	40	44	54	61

各年5月1日現在

(9) こども課及び関係機関への相談件数

こども課及び関係機関への相談件数について令和5年度は合計700件となっており、こども課と学校教育課を合わせた「不登校相談」が600件（85.7%）、「児童相談・児童虐待相談」が29件（4.1%）、「養護相談」と「家庭問題」がともに26件（3.7%）となっています。

■相談内容別相談件数の推移（単位：件）

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童相談・児童虐待相談	32	26	22	31	29
養護相談	39	28	22	26	26
ぐ（虞）犯行為※相談	1	1	0	1	1
言語発達障がい相談	4	1	3	0	0
性格行動相談	2	4	2	7	7
不登校相談（学校教育課）	818	692	681	641	598
不登校相談（こども課）	7	12	7	4	2
育児・しつけ相談	2	3	6	3	3
いじめ相談	0	0	0	0	0
家庭問題	39	28	22	26	26
その他の相談	8	11	7	8	8
合計	952	806	772	747	700

資料：こども課・学校教育課（延べ人数）

※ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者等不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱等、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである。（厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」より抜粋）

3 ニーズ調査結果から分かる現状

(1) 調査の実施概要

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所（園）・放課後児童クラブ等の教育・保育・子育て支援に関する利用意向や子育て支援に関するニーズ等を把握することを目的とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

また、平成30年12月に第2期計画策定のため同様の調査を行っており、比較可能な設問については前回調査の結果を掲載しています。

■調査時期

令和6年2月

■調査対象者

町内在住の0歳から5歳の児童（就学前児童）のいる家庭及び町内の小学校に在籍する児童（小学生）のいる世帯を対象に調査を実施

■調査票の配布・回収状況

区 分		配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	前回（H30）	967 件	653 件	67.5%
	今回（R 6）	814 件	598 件	73.5%
小学生	前回（H30）	782 件	635 件	81.2%
	今回（R 6）	644 件	542 件	84.2%

■調査結果の留意事項

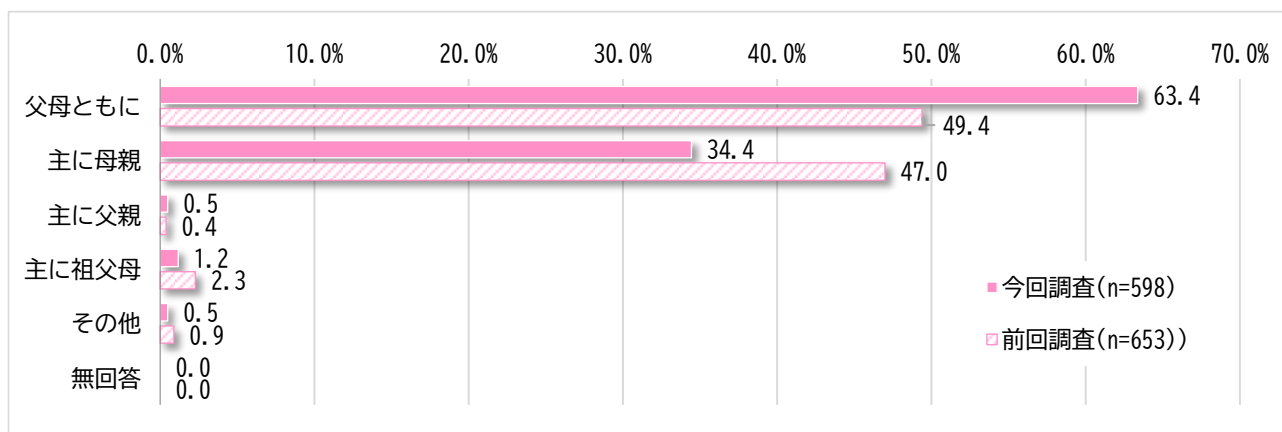
- ① 割合は全て百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上下する場合があります。
- ② 集計対象の回答者数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、割合はnを100％として算出しています。
- ③ 【複数回答】の問については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問です。従って、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

(2) 就学前児童調査の主な結果

① 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人については「父母ともに」が6割強、「主に母親」が3割強となっています。

前回調査と比較すると「父母ともに」の割合が上昇し、「主に母親」の割合がやや低下しています。子育てへの父親参加の傾向が強まっていることがうかがえます。

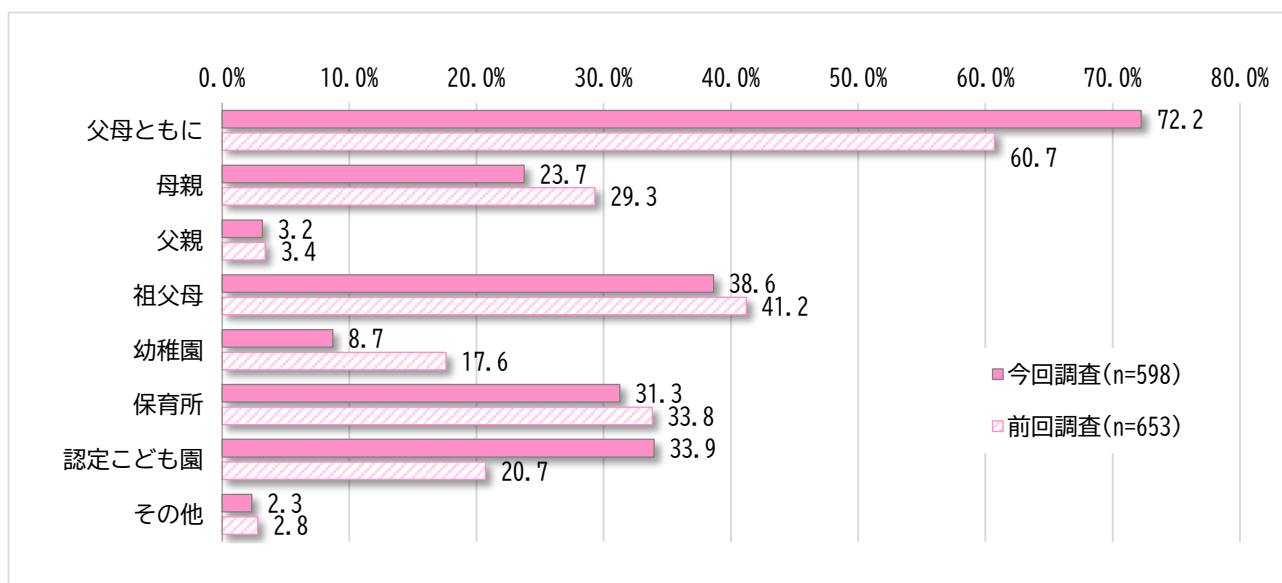


② 子育てに日常的に関わっている人、施設

子育てに日常的に関わっている人は「父母ともに」が7割強、「祖父母」が4割弱、「母親」が2割強となっています。

施設については、「認定こども園」と「保育所」が3割強となっています。

前回調査と比較すると「父母ともに」の割合が上昇しているほか、「認定こども園」の割合が上昇し、一方で「幼稚園」の割合が低下しています。

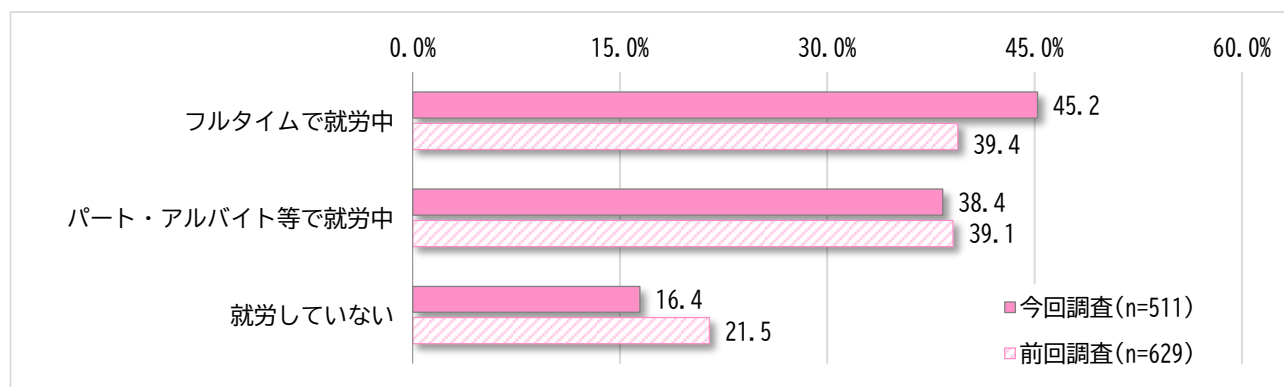


③ 母親の就労状況

母親の就労状況を聞いたところ、今回調査では、「無回答」が1割強となっていたため、前回、今回ともに無回答を除いて再集計しました。

今回調査では「フルタイムで就労中」が4割半ば、「パート・アルバイト等で就労中」が4割弱、「就労していない」が2割弱となっています。

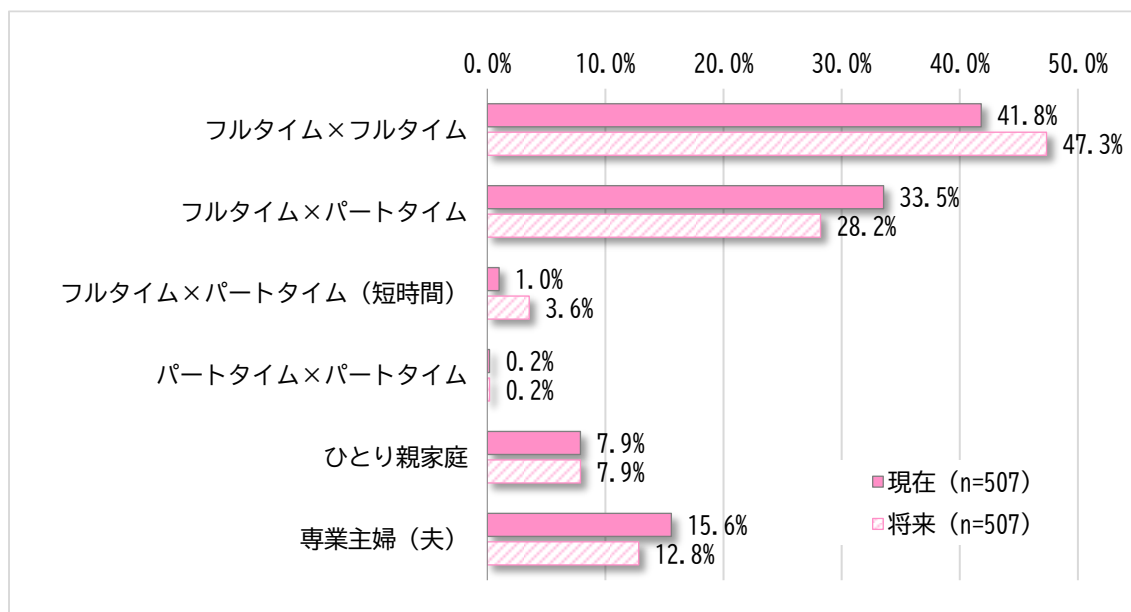
前回調査と比較すると「フルタイムで就労中」の割合が上昇し、一方で「就労していない」の割合が低下しており、仕事を持つ女性が増えていることがうかがえます。



④ 保護者の就労状況

共働き世帯の現在の就労状況は、父母ともにフルタイムで働く「フルタイム×フルタイム」が4割強、父母のいずれかがフルタイムで、一方がパート・アルバイト等で働く「フルタイム×パートタイム」が3割強となっています。

今後について、パートタイムからフルタイムへの転換希望が「実現できる見込みがある」との回答や、無業から就労することについて「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とした人の希望がかなった場合の将来の就労状況については、「フルタイム×フルタイム」の割合が高まる一方、「フルタイム×パートタイム」と「専業主婦（夫）」の世帯の割合が低下するということになり、現在よりも教育・保育のニーズが高くなることがうかがえます。

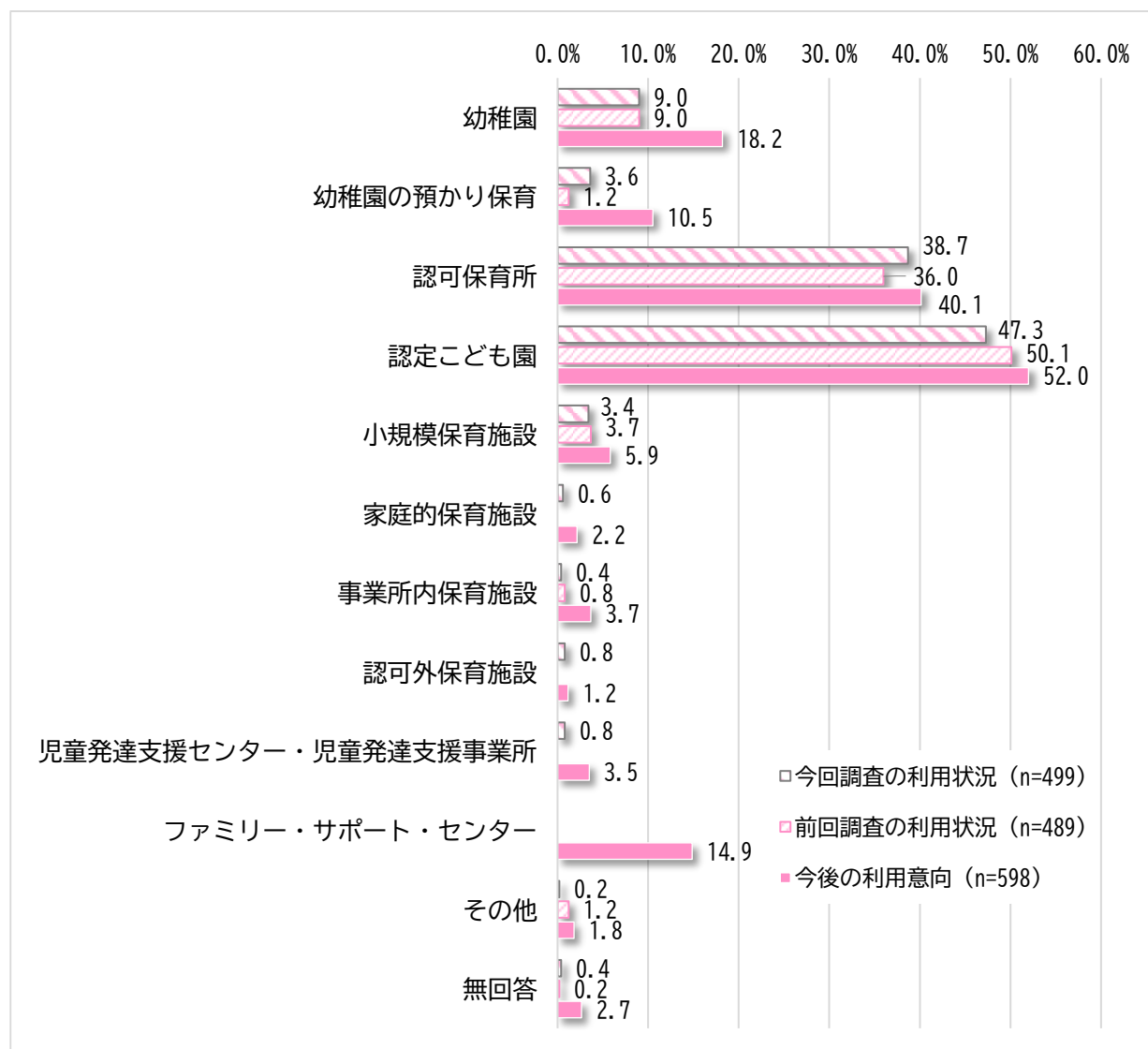


⑤ 教育・保育の事業の利用状況と今後の利用意向

平日における定期的な教育・保育事業の利用状況について、今回調査では、「認定こども園」が5割弱、「認可保育所」が4割弱、「幼稚園」が1割弱となっています。

前回調査と比較すると、回答状況に大きな違いはありませんが、「認定こども園」を利用しているとする回答割合が若干低下し、「認可保育所」と「幼稚園の預かり保育」の回答割合が若干増加しました。

平日において定期的に利用したいとする今後の利用意向は、「認定こども園」が5割強、「認可保育所」が約4割、「幼稚園」が2割弱となっています。



※「家庭的保育施設」「認可外保育施設」「児童発達支援センター・児童発達支援事業所」は利用状況を聞く設問で今回新たに追加した選択肢

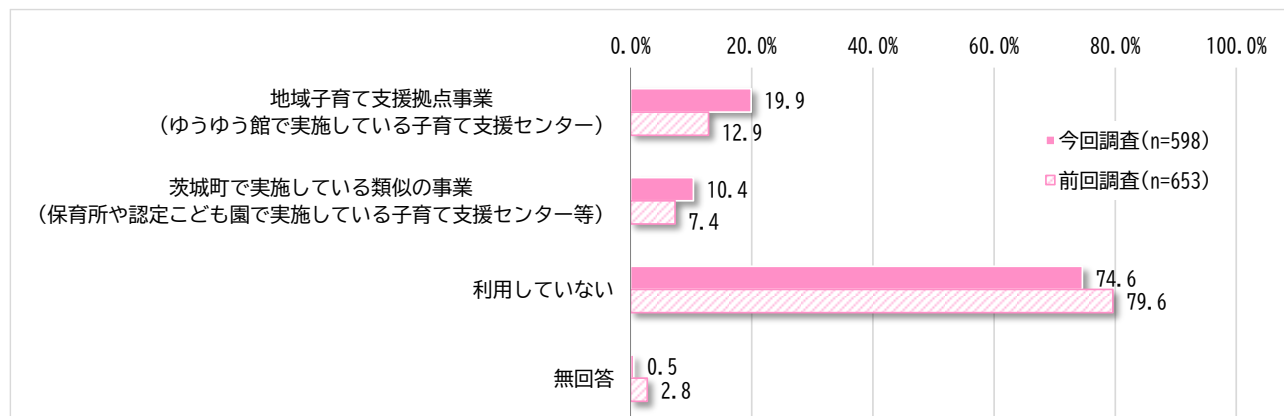
※「ファミリー・サポート・センター」は今後の利用意向を聞く設問のみに設定した選択肢

⑥ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（ゆうゆう館で実施している子育て支援センター）は2割弱、茨城県で実施している類似の事業（保育所や認定こども園で実施している子育て支援センター等）は約1割の利用状況となっています。

前回調査と比較すると、両事業ともに、利用しているとする回答割合が上昇しています。

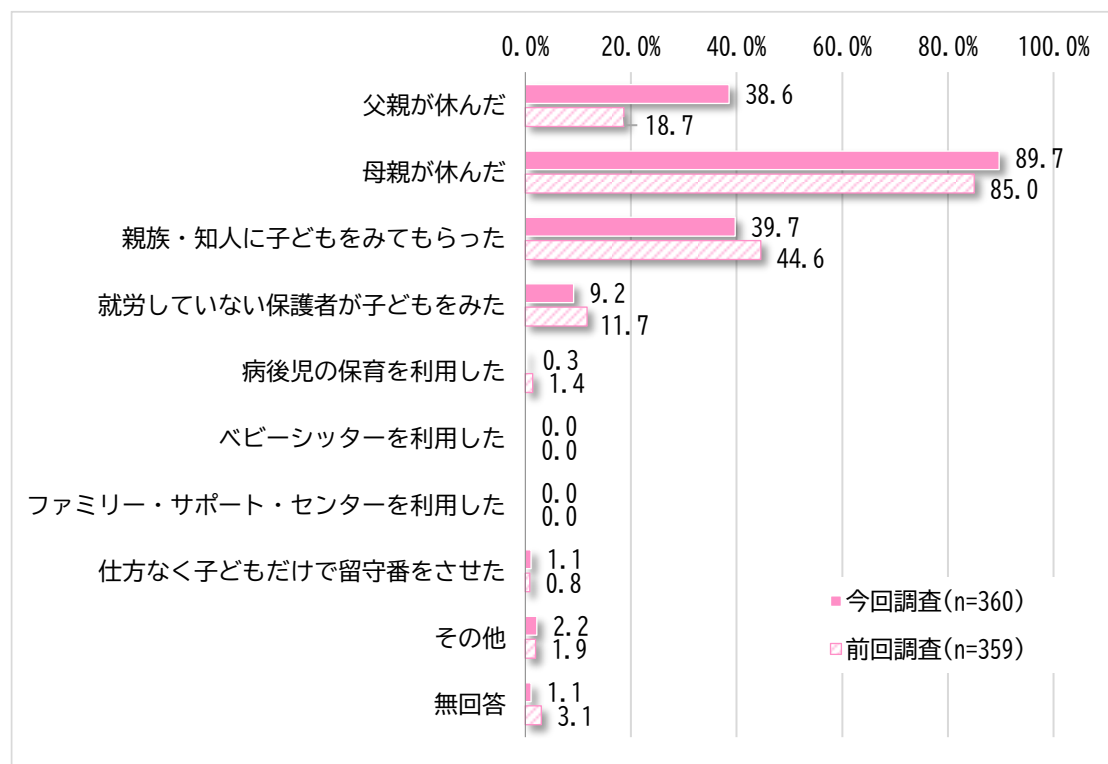
なお、利用していないとの回答が多くなっているのは、回答者の中に、既に保育所や認定こども園を利用している保護者も含まれているためと考えられます。



⑦ 子どもが病気の際の対応

病気等で教育・保育事業を利用できなかったことがあった人のこの1年間の対処方法については、「母親が休んだ」が9割弱、「親族・知人に子どもをみてもらった」と「父親が休んだ」がともに4割弱となっています。

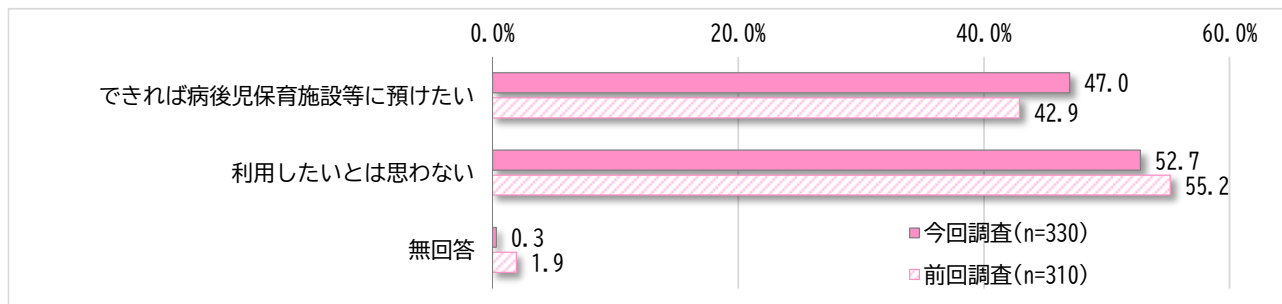
多くの場合、母親が対応している状況となっていますが、前回調査と比較すると、「父親が休んだ」とする割合が上昇しており、父親の育児参加が進んでいる状況がうかがえます。



⑧ 病後児のための保育施設等の利用意向

子どもの病気等の対応で、父親が休んだ、母親が休んだという人に「できれば病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかどうかを聞いたところ、「預けたい」が5割弱、「利用したいと思わない」が5割強となっています。

前回調査に比べ、「預けたい」とする人の割合は高くなっています。

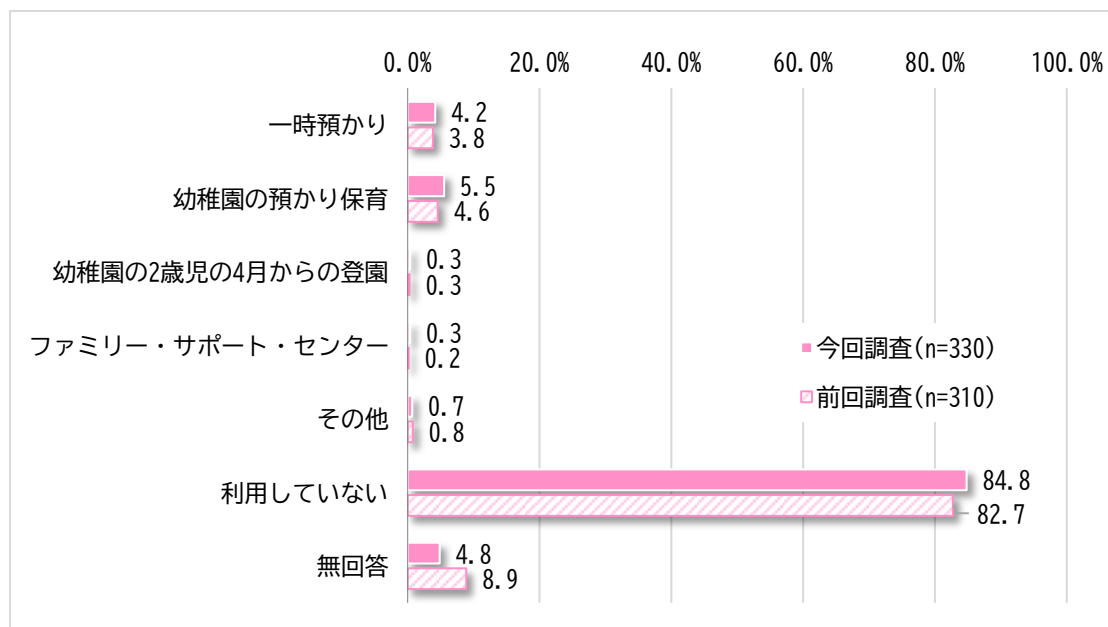


⑨ 不定期に利用している事業

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、就労等の目的で不定期に利用している事業があるかを聞いたところ、「利用していない」が8割強となり、ほとんどの人が利用していないと回答しています。

一方、利用している事業は、「一時預かり」や「幼稚園の預かり保育」となっています。

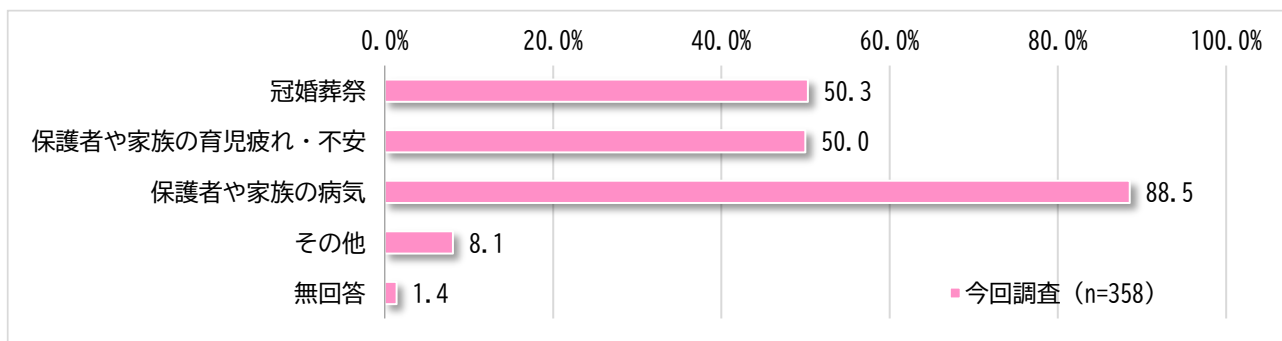
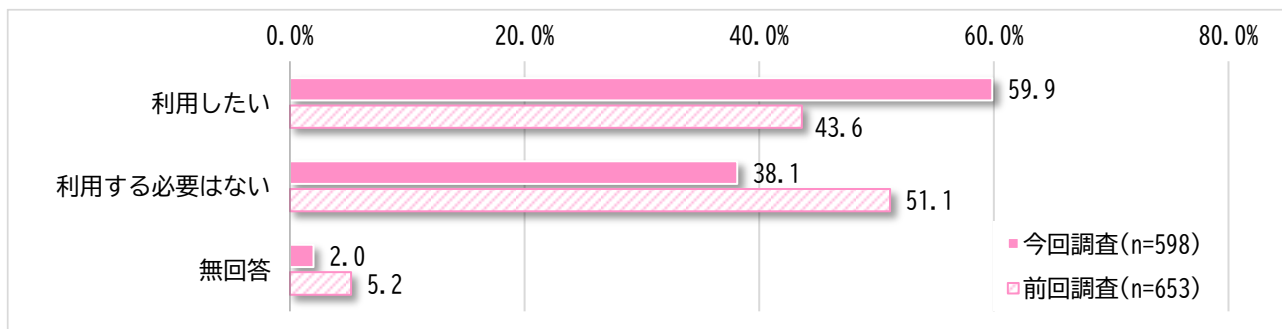
なお、回答状況は前回調査とほぼ同様となっています。



⑩ 不定期の事業の利用意向

保護者の用事や体調等の理由で不定期の事業を利用する必要があるかを聞いたところ、「利用したい」が6割弱となり、前回調査よりも高くなっています。

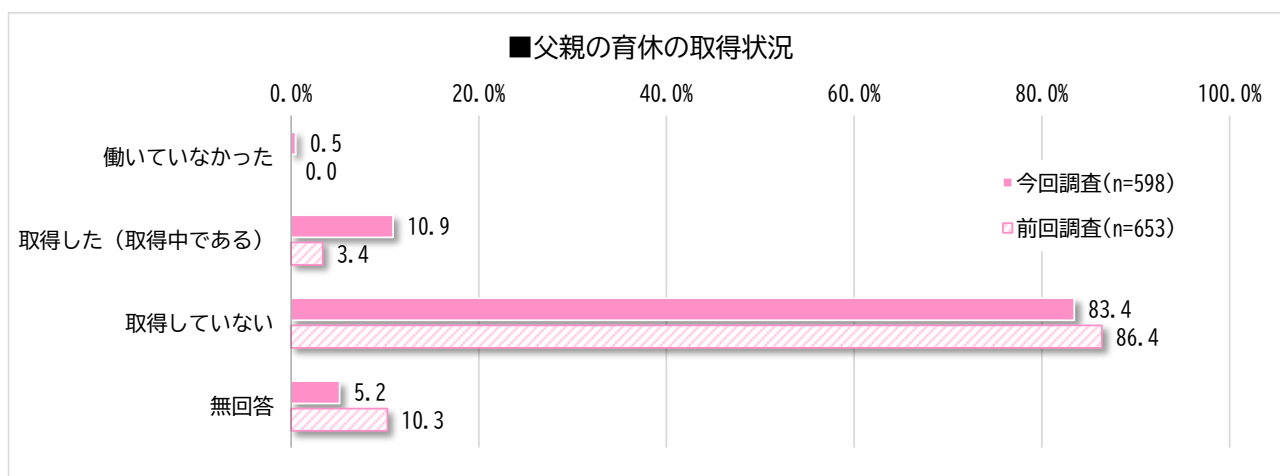
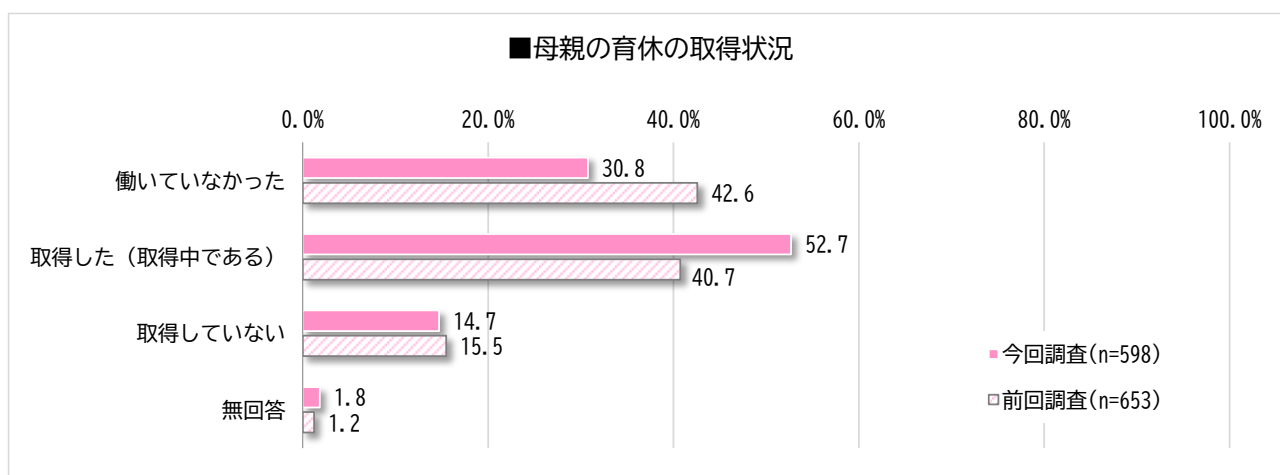
また、不定期の事業を利用したいという人の利用したい理由については「保護者や家族の病気」が9割弱、「冠婚葬祭」が約5割、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が5割となっています。



⑪ 育児休業の取得状況

母親の育児休業（育休）の取得状況については、前回調査と比較すると「取得した（取得中である）」が5割弱で、前回調査より高くなっており、「働いていなかった」が3割強で前回調査より低くなっています。制度の定着が進み、取得する母親が増加している状況がうかがえます。

父親の育休の取得状況については、前回調査と同様に「取得していない」とする割合が8割強となっていますが、「取得した（取得中である）」の割合が、前回調査は3%台であったものが1割強となり、徐々にではあるものの取得する父親が増えている状況がうかがえます。

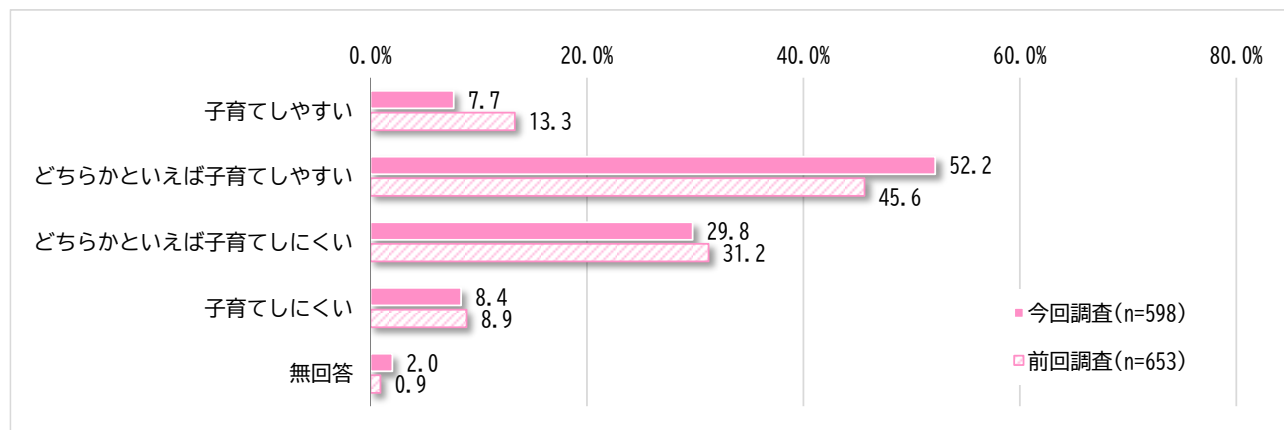


⑫ 茨城町の子育てのしやすさ

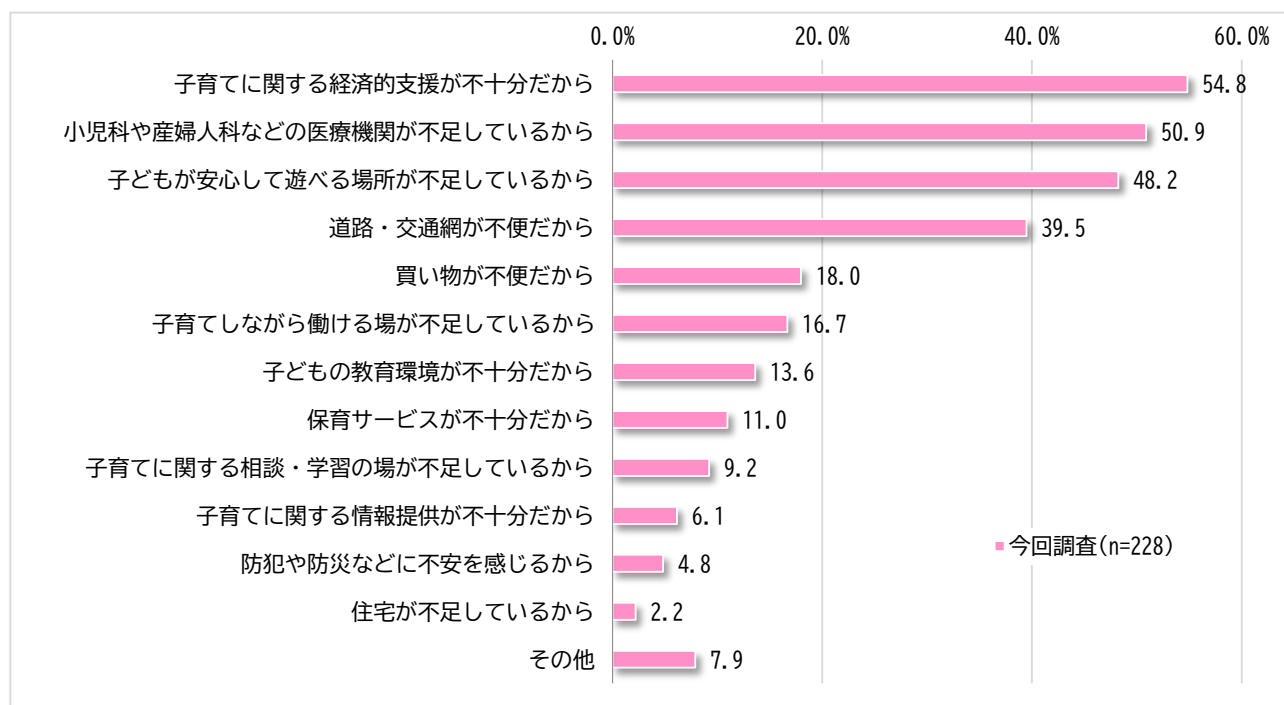
「茨城町は子育てしやすいまちだと思うか」に対する回答は、「どちらかといえば子育てしやすい」が5割強、「どちらかといえば子育てしにくい」が3割弱、「子育てしにくい」と「子育てしやすい」がともに1割弱となっています。

「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の合計は6割弱、「どちらかといえば子育てしにくい」と「子育てしにくい」の合計は4割弱となっており、子育てしやすいという肯定的な回答が子育てをしにくいとする否定的な回答を上回っています。

前回調査との比較では、「子育てしやすい」の割合が低下し、「どちらかといえば子育てしやすい」が上昇していますが、肯定的な回答と否定的な回答の比率は6：4となっています。



茨城町の子育てのしやすさについて、「どちらかといえば子育てしにくい」または「子育てしにくい」と回答した人に「子育てしにくい」と感じる理由を聞いたところ、「子育てに関する経済的支援が不十分だから」が5割強、「小児科や産婦人科などの医療機関が不足しているから」が約5割、「子どもが安心して遊べる場所が不足しているから」が5割弱、「道路・交通網が不便だから」が4割弱となっています。

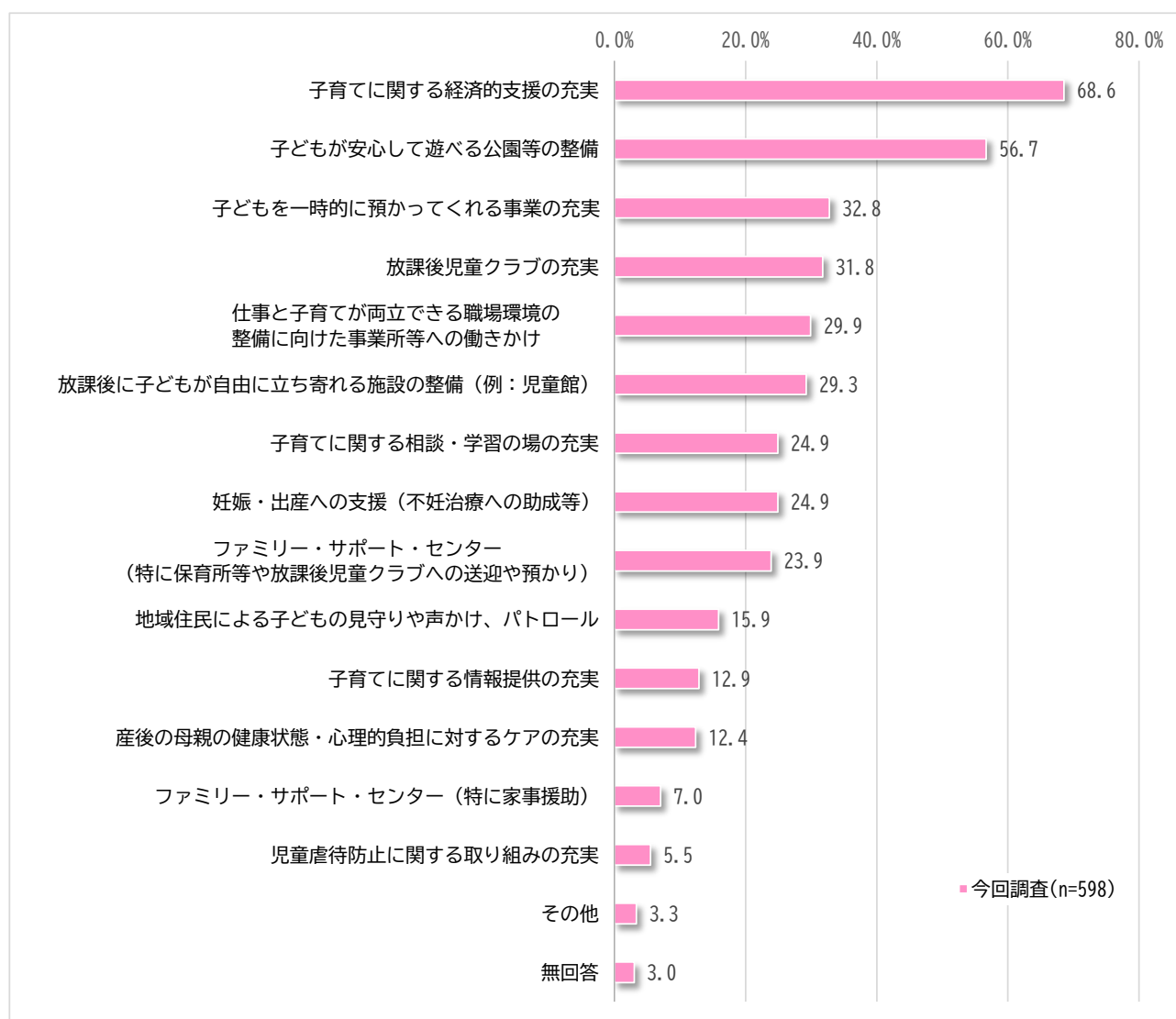


⑬ 町の子育て支援策として特に期待し、重要だと思うこと

町の子育て支援策として特に期待すること、重要だと思うことについては「子育てに関する経済的支援の充実」が7割弱、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が6割弱、「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」と「放課後児童クラブの充実」がともに3割強となっています。

特に、経済的支援の充実と子どもの遊び場の確保が特に期待され、重視されていることがうかがえます。

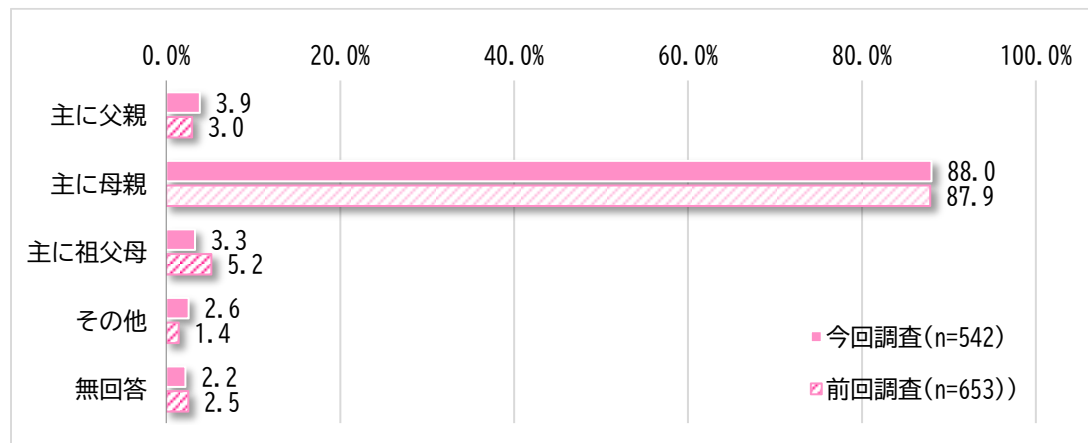
なお、本町では未実施となっている「ファミリー・サポート・センター（特に保育所等や放課後児童クラブへの送迎や預かり）」については、特に期待し、重要だと考えている人の割合は2割強となっています。



(3) 小学生調査の主な結果

① 主に子育てをしている人

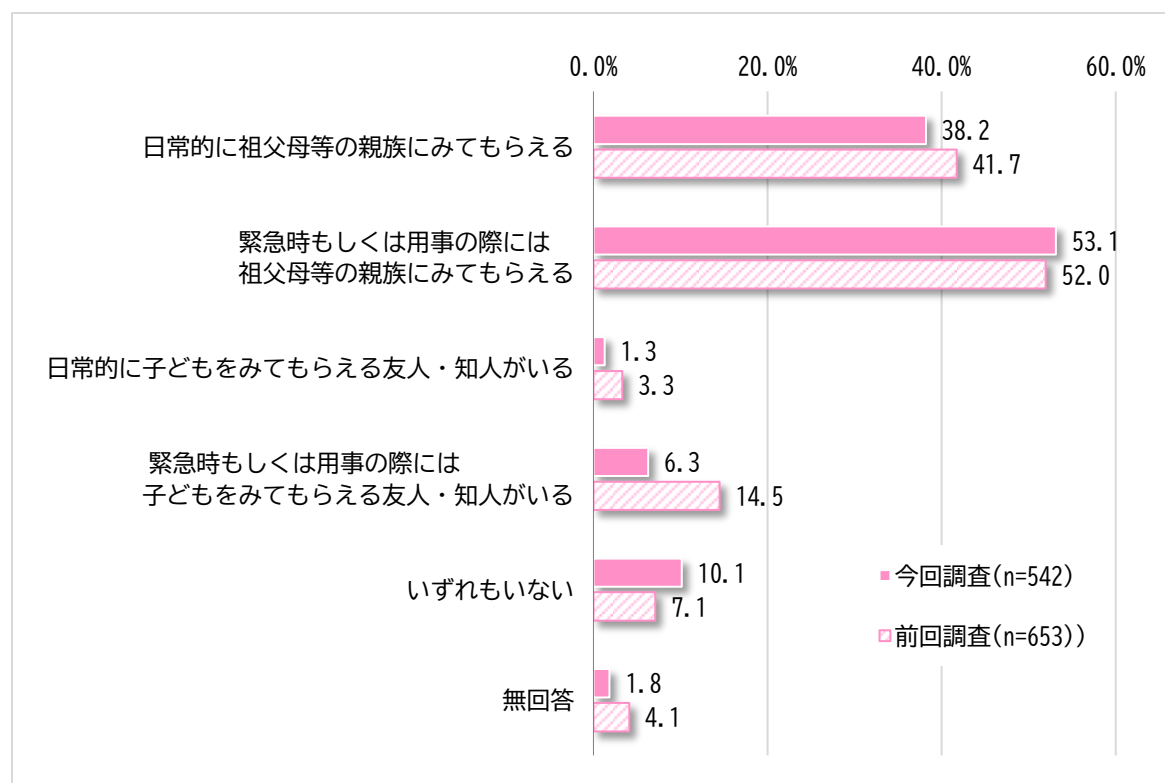
主に子育てをしている人については「主に母親」が9割弱を占めています。
前回調査と比較しても、大きな違いは見られません。



② 日頃から子どもを預かってもらえる人の有無

日頃から子どもを預かってもらえる人の有無については「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割強、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4割弱となっています。一方、「いずれもない」は約1割となっており、子どもを預けなければならないときに、困難な状況が生じることがうかがえます。

回答結果は前回調査とほぼ同様となっていますが、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」については、前回調査に比べ低下しています。

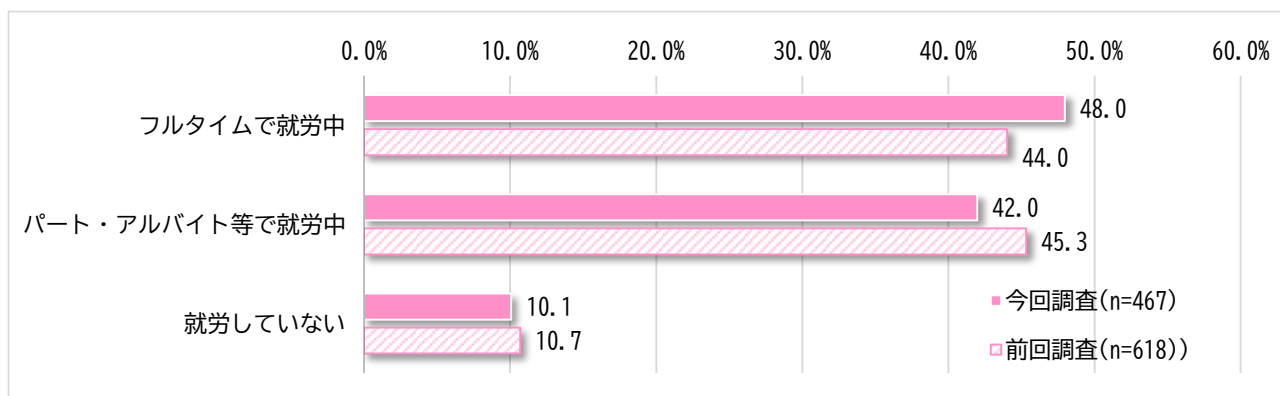


③ 母親の就労状況

母親の就労状況を聞いたところ、今回調査では、「無回答」が1割強となっていたため、前回、今回ともに無回答を除いて再集計しました。

今回調査では「フルタイムで就労中」が5割強、「パート・アルバイト等で就労中」が4割強、「就労していない」が約1割となっています。フルタイムとパート・アルバイト等を合わせて9割の母親が就労している状況となります。

前回調査と比較すると回答結果はほぼ同様となっていますが、「フルタイムで就労中」が若干上昇し、「パート・アルバイト等で就労中」が若干低下しています。

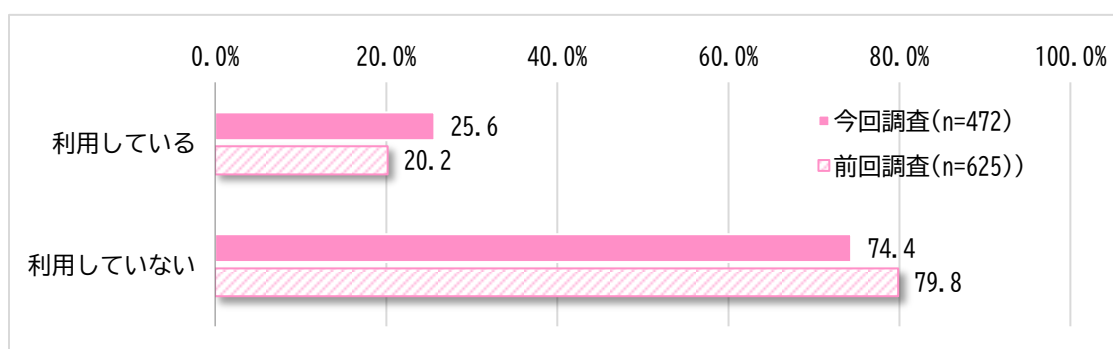


④ 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用の有無を聞いたところ、今回調査では、「無回答」が1割強となっていたため、前回、今回ともに無回答を除いて再集計しました。

「利用している」が3割弱、「利用していない」が7割強となっています。

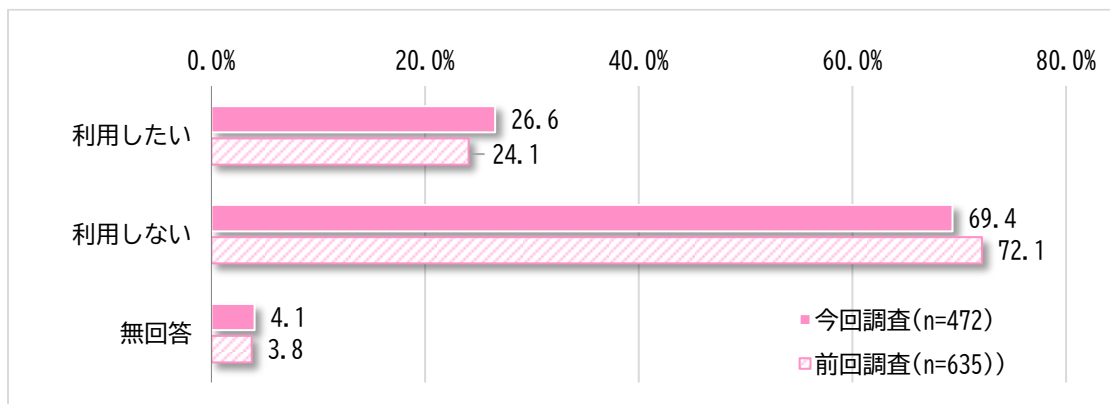
前回調査と比較すると「利用している」の回答割合が上昇し、「利用していない」の回答割合が低下しています。



⑤ 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブの今後の利用意向については「利用したい」が3割弱、「利用しない」が7割弱となっています。

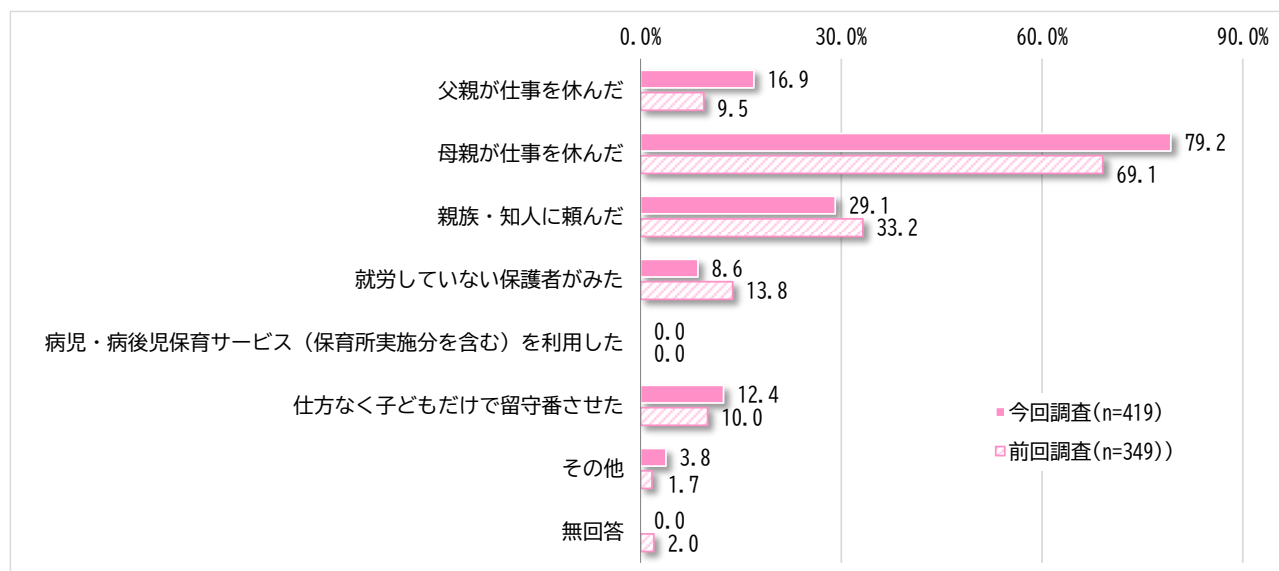
前回調査と比較すると回答結果はほぼ同様となっています。



⑥ 子どもが病気の際の対応

病気等で学校を休まなければならなかったことがあった場合のこの1年間の対処方法については「母親が仕事を休んだ」が8割弱、「親族・知人に頼んだ」が3割弱、「父親が仕事を休んだ」が2割弱となっており、「母親が休んだ」が多く「病児・病後児保育サービスを利用した」という人はいないという状況です。

前回調査と比較すると「母親が休んだ」の回答割合が上昇しています。また、「父親が仕事を休んだ」の回答割合も上昇しており、父親の育児参加が若干促進されている状況がうかがえます。

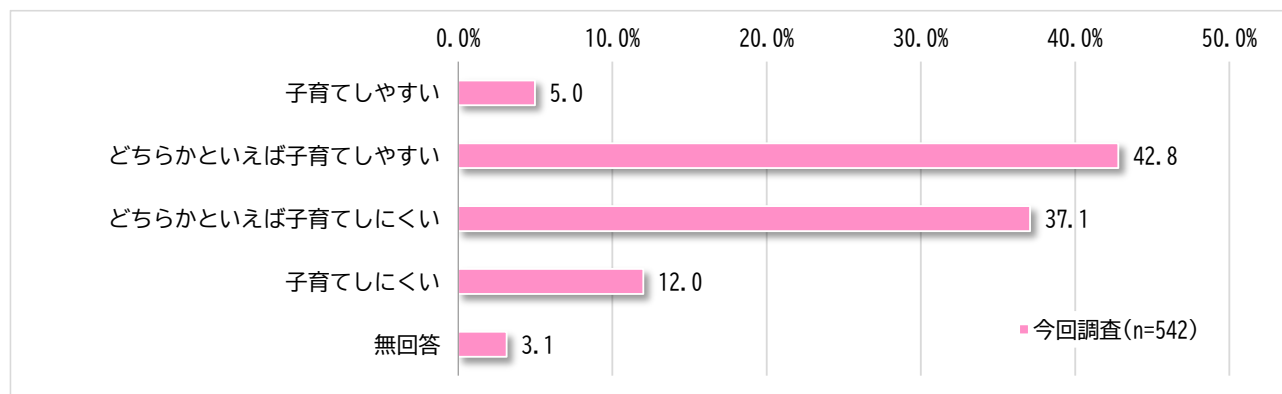


⑦ 茨城町の子育てのしやすさ（今回調査で追加した設問）

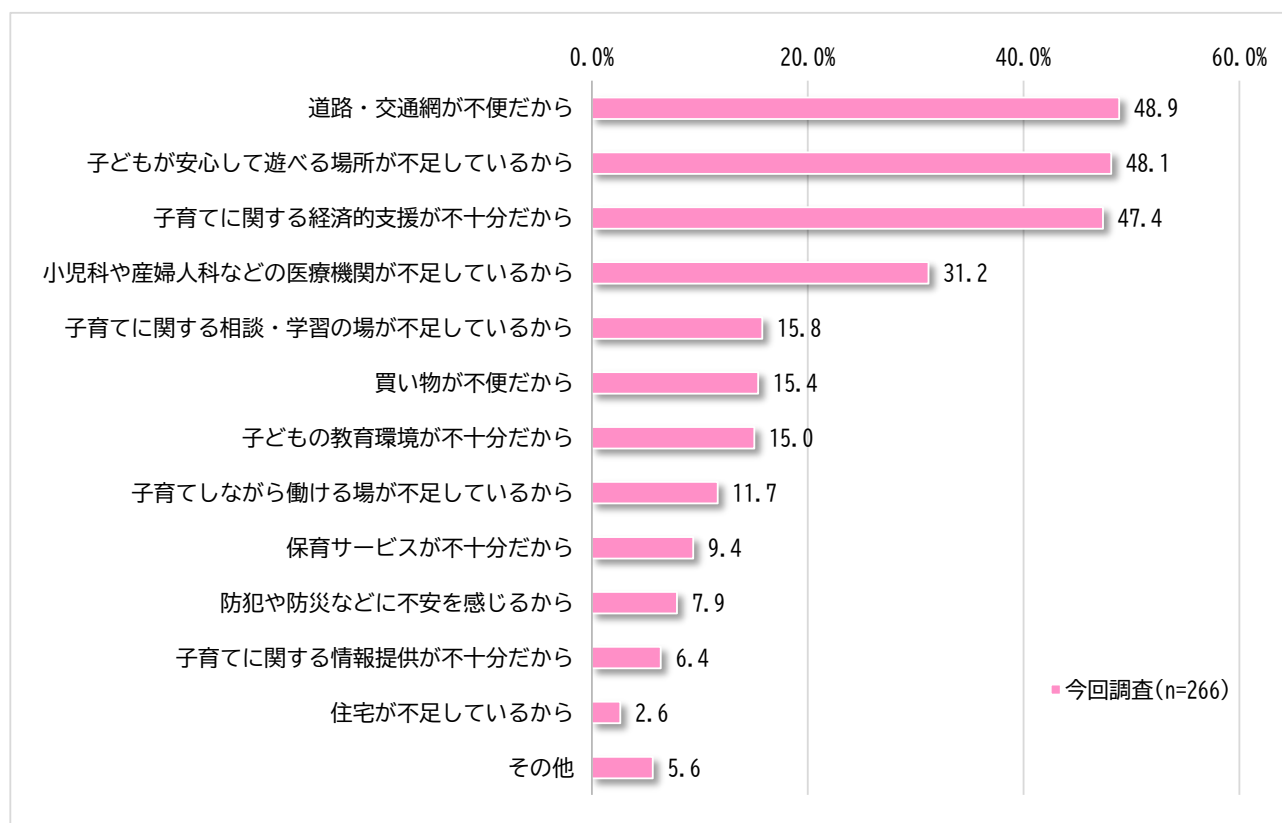
就学前児童調査で設けている「茨城町は子育てしやすいまちだと思うか」との問いを、今回、小学生調査に追加しました。

「どちらかといえば子育てしやすい」が4割強、「どちらかといえば子育てしにくい」が4割弱となっています。

また、「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の合計は5割弱、「どちらかといえば子育てしにくい」と「子育てしにくい」の合計も5割弱となり、子育てしやすいという肯定的な回答と子育てをしにくいとする否定的な回答がほぼ同割合となっています。



茨城町の子育てのしやすさについて、「どちらかといえば子育てしにくい」または「子育てしにくい」と回答した人に「子育てしにくい」と感じる理由を聞いたところ、「道路・交通網が不便だから」、「子どもが安心して遊べる場所が不足しているから」、「子育てに関する経済的支援が不十分だから」がともに5割弱となっています。



4 第2期計画の総括

① 評価の基準

第2期計画期間の評価基準については、以下の表中の基準を示し、各担当において評価を行いました。

A	計画通りに遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあつた。(75%程度実施した)
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることができた)
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

② 実績と評価

第2期計画期間の実績及び評価等を基本目標別にまとめると次のとおりです。



基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

(1) 幼児教育・保育の充実

A	B	C	D	E	合計
4	0	0	0	0	4

第2期計画期間における基本目標1の幼児教育・保育事業（4事業）の担当における評価については全てAとなっています。

幼稚園、認定こども園の1号認定（3～5歳）及び保育所等の2号認定（3～5歳）については、令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」（以下「無償化」という。）による影響に対応するため、幼稚園、認定こども園においては定員数を確保し、保育所等においては既存施設の定員数を増加し、計画期間の5年間に於いて量の見込みを上回る確保方策ができています。

保育所等の3号認定（0歳児及び1・2歳児）については、無償化の影響に対応するため、既存の保育所等の定員数に加え、認定こども園1施設で新たに3号認定（0～2歳児）の受皿を設け、新規に家庭的保育施設1か所を設置し、5年間に於いて量の見込みを上回る確保方策ができています。

それぞれの区分の量の見込みと実績、確保量については、次のとおりです。

区 分			第2期計画				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幼稚園、認定こども園	1号認定 (3～5歳児)	量の見込み	233	225	217	209	201
		実績①	201	173	156	133	105
		確保量②	515	460	460	460	460
		過不足(②-①)	314	287	304	327	355
保育所(園)、 認定こども園	2号認定 (3～5歳児)	量の見込み	370	357	344	332	332
		実績①	405	411	412	395	376
		確保量②	433	463	463	463	463
		過不足(②-①)	28	52	51	68	87
	3号認定 (0～2歳児)	量の見込み	231	244	257	270	283
		実績①	222	232	217	213	199
		確保量②	253	283	283	283	283
		過不足(②-①)	31	51	66	70	84
	合計	量の見込み	834	826	818	811	816
		実績①	828	816	785	741	680
		確保量②	1,201	1,206	1,206	1,206	1,206
		過不足(②-①)	373	390	421	465	526

※各年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

A	B	C	D	E	合計
13	0	0	0	2	15

第2期計画期間における基本目標1の地域子ども・子育て支援事業（15事業）の担当における評価については、Aが13事業、Eが2事業（ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く））となっています。

E評価の「ファミリー・サポート・センター」については、事業について現在実施していない状況にあり、ファミリー・サポート・センターの設置に向けて、保護者のニーズや実施方法等について調査・検討中という状況です。

また、教育・保育施設等を利用している保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具等の購入や行事への参加に必要となる費用について、保護者の世帯所得の状況等を踏まえて助成する「実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く）」については、現状、実施に向けたニーズは低いものの、対象となる児童や生徒のいる世帯の把握に努めているという状況です。

現在事業を実施している事業の量の見込みと実績については、次のとおりです。

区 分			年 度	第2期計画				
				R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
利用者支援事業		量の見込み	か所	2	2	2	2	2
		実績	か所	2	2	2	1	1
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	人	13,058	11,289	9,760	8,438	7,295
		実績	人	3,976	3,746	4,654	5,208	4,396
妊婦健康診査		量の見込み	人回	2,660	2,660	2,520	2,520	2,380
		実績	人回	1,761	1,775	1,631	1,477	1,485
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み	人	190	190	180	180	170
		実績	人	151	144	143	121	120
養育支援訪問事業		量の見込み	世帯	7	7	6	6	5
		実績	世帯	0	0	0	0	5
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		確保方策	回	5	5	5	5	5
		実績	回	1	1	1	1	1
子育て短期支援事業		量の見込み	延べ人数	14	14	14	14	14
		実績	延べ人数	10	0	0	0	14
一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み	延べ人数	2,219	2,340	2,467	2,601	2,743
		実績	延べ人数	2,112	2,214	1,477	1,427	1,808
	幼稚園型を除く	量の見込み	延べ人数	220	213	207	201	195
		実績	延べ人数	109	148	117	195	142
延長保育事業		量の見込み	人	128	128	128	128	128
		実績	人	116	115	87	91	102
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）		量の見込み	延べ人数	420	420	425	425	430
		実績	延べ人数	149	172	233	297	213

区 分 \ 年 度			第2期計画				
			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
放課後児童クラブ	量の見込み	低学年(人)	221	221	221	221	221
		高学年(人)	79	84	90	95	100
		合計	300	305	311	316	321
	実績	低学年(人)	221	225	256	256	260
		高学年(人)	98	100	94	94	97
		合計	319	325	350	350	357
放課後こども教室	利用定員	人	450	450	250	250	250
	実績	登録者数(人)	131	186	216	234	243
家庭的保育事業	量の見込み	人	5	5	5	5	5
		施設か所数	1	1	1	1	1
	実績	人	3	4	5	5	3
		施設か所数	1	1	1	1	1

※放課後児童クラブ、家庭的保育事業は各年4月1日現在。家庭的保育事業のR 6は見込み。

※E評価の「ファミリー・サポート・センター」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く）」の2事業は実績なし。



基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

A	B	C	D	E	合計
19	1	0	0	0	20

基本目標2における子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（20 事業）に関する評価については、Aが19事業、Bが1事業となっています。

それぞれの事業の実績及び評価については次のとおりです。

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
地域家庭教育推進事業	講座・教室等において、相談・情報提供・内容の充実を図り、家庭や地域における教育力の向上に努めます。	生涯学習課	学校教育課と連携し、就学時健診時に子育て講座を実施しています。中学生・保護者を対象とした「思春期講座」を実施しています。	A
	3歳児健診で「家庭教育学級ひよこ」を配布するだけではなく、5歳児健診で児童の特性を踏まえた接し方等の助言を実施します。	こども課	3歳児健診では、全ての受診者に対し「家庭教育学級ひよこ」の冊子を配布し、5歳児健診の全ての受診者に対しても「子育てアドバイスブック“クローバー”」を配布し、年齢や児の特性に応じた対応や社会との関わりについて普及啓発を実施しました。また、スマートフォンやタブレット等電子機器が児に与える影響等について注意喚起し、適正な利用を勧めました。	A
多様な体験活動の機会の充実	児童生徒の発達段階に応じた体験活動を工夫するとともに、職場体験の受入れ先等、地域の理解、協力が得られるよう努めます。	学校教育課	全校で生活科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、多様な体験活動や職場見学を実施しました。中学校では約50の事業所の協力を得て職場体験学習を実施しています。	A
情報教育推進事業	令和2年度よりプログラミング教育が開始されることから、ICT機器や教材の拡充、ICT機器を活用した授業の改善に努めます。	学校教育課	令和2年に全教員・全児童生徒に一人一台端末を配布し、全普通教室に電子黒板を設置しました。令和3年にはAIドリルを導入し、令和4年にはWi-Fi環境の高速化も行いました。教員のICTを活用した授業研修を進め、令和5年度は日本教育工学協会より、県で2例目の「学校情報化先進地域」認定を受けました。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
小学校と中学校の情報交換会	教員の研修会や授業の相互参観、情報交換を引き続き行い、児童生徒の指導に活かしていきます。	学校教育課	明光中学区と青葉中学区それぞれが小中連携を推進しており、相互の授業参観や情報交換会及び児童生徒の交流が定期的に行われています。全ての関係職員で共通理解を図ることが課題となっています。	A
教育支援センター事業	児童生徒の学校生活における悩みは様々であるため、相談員の研修の機会を確保し、相談、支援の充実に努めます。	学校教育課	4月に学校と教育支援センターとの連絡協議会を実施し、学校と連携して不登校児童生徒の学びの場を確保しています。相談員は県や教育事務所の研修に参加し、児童生徒や保護者との関わり方を学んでいます。	A
きめ細かな指導の充実	学習指導支援講師を配置し、きめ細やかな指導を行うとともに、講師の人材確保に努めます。	学校教育課	全小中学校に1名ずつ学習指導支援講師を配置しました。少人数単位で柔軟に対応することができ、指導が行き届くようになるため必要性は高いです。	A
部活動での外部指導者の活動	運動競技に関する知識・技術を有する外部指導者からの指導は、生徒にとって有意義であることから、協力していただける外部指導者の人材確保に努めます。	学校教育課	明光中学校の陸上競技部に、指導経験が豊富な部活動指導員を1名配置しました。専門的なアドバイスにより、生徒の意欲・記録の向上につながっています。	A
学校評議員制度	学校運営において、地域の方の意見は貴重であることから、学校評議員の人材確保に努めます。	学校教育課	教育に理解、識見を有する方に委嘱し、学校運営に関し意見を求めながら、より良い運営に努めてきました。令和4年度よりコミュニティ・スクール制度へ移行しました。	A
外部人材の活用	新たなブライト・リーダーの確保を行うとともに、ブライト・リーダーの専門的な知識、技能の効果的活用に努めます。	学校教育課	小中学校・幼稚園において、読み聞かせ、農業体験事業における指導、裁縫補助、部活動指導等ブライト・リーダーの効果的活用に努めています。	A
地域交流推進事業の実施	ふるさと学習や涸沼等の自然環境を活かした環境学習を推進するとともに、農業体験等を通して地域の方との交流に努めます。	学校教育課	町の基幹産業である農業に対する興味・関心を高めるとともに、農業の重要性や勤労の尊さを学ぶ機会とするため、農家の方を講師として招き、指導を受ける等の交流も図っています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
おはなしの会	幅広い分野での読み聞かせを展開し、子どもから大人まで楽しめるおはなし会を開催します。	生涯学習課 (図書館)	幼児期から本に触れ、本の楽しさを感じられるよう、毎月第2・第4土曜日に図書館内でボランティア団体による多種多彩な絵本の読み聞かせ活動を行っています。また、「おとなのためのおはなし会」や「まちかどおはなし会」等、子どもから大人まで幅広い世代に向けたおはなし会を開催し、令和6年度には「子供の読書活動優秀実践団体」として文部科学大臣表彰を受けました。	A
ブックスタート事業	絵本の無償配布の際に、図書館や「絵本となかよし」等のおはなし会の案内を行い、次の読み聞かせ事業参加につなげられるようにします。	生涯学習課 (図書館)	健康増進課、こども課と連携し、隔月の離乳食教室、育児相談時(生後4~8か月児)に図書館司書や図書館ボランティアによる読み聞かせを行い、絵本と布製バッグを無償配布して、親子の触れ合う時間をつくる手助けをしています。令和6年度開始のセカンドブック事業(新規)は、ブックスタートのフォローアップ事業として、生後1歳6か月児を対象に、世界でひとつだけのオリジナル絵本を作成し無償配布しています。絵本は、主人公が子どもの「名前」で登場し、自分の「すきなもの」を探しに行く物語となっています。子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけづくりにつなげていきます。この取組は茨城県内初となります。	A
絵本となかよし	読み聞かせの時間に合わせ、赤ちゃんタイムを実施し、乳幼児連れでも利用しやすい図書館にして、参加者の拡大に努めます。	生涯学習課 (図書館)	ブックスタートのフォロー版として、毎月第2・第4木曜日にボランティア団体や図書館司書による絵本の読み聞かせや手遊び等を行い、絵本の楽しさを伝達しています。また、季節の行事の際には、読み聞かせのスペシャル版を開催しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
環境改善事業	青少年相談員の協力を頂き、継続して環境浄化活動の推進に努めます。青少年相談員だけでなく、家庭や地域の方々との連携を図ります。	生涯学習課	毎年11月に、青少年相談員がコンビニエンスストア・書店等に向き「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動を実施しています。	A
地域安全活動推進事業	青少年を取り巻く環境が変化している中、町内を巡回して健全な社会環境づくりができるように努めます。	生涯学習課	7月から11月にかけて、月1回青少年相談員やボランティアによる地区パトロールや祭事パトロールを実施しています。	A
スポーツ少年団支援事業	団員募集チラシを町内各小学校を通して配布し、各少年団員の増員を図ります。	生涯学習課	各種競技大会への積極的な参加や、各団体の自主運営による大会開催を行っています。	A
町立学校体育施設開放事業	安心して利用できるように、施設や備品等を計画的に整備します。	生涯学習課	定期的な巡回により、施設や備品の点検等を行っています。	B
子どもの居場所づくり事業	町民のニーズを把握し、子どもが安全で安心して楽しく学べる環境づくりに努めます。また、地域の協力者、指導者の人材育成に努めます。	生涯学習課	子どもの居場所づくり・健やかな成長を促すことを目的とし、小中学生を対象に体験活動等を開催しています。	A
教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保【新規事業】	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザーの配置・確保に努めます。	学校教育課 こども課	知識・経験のある指導主事を配置し、教育相談、就学に関する支援を進めてきました。	A

基本目標3 子どもと母親の健康の確保及び増進

A	B	C	D	E	合計
15	1	0	0	0	16

基本目標3における子どもと母親の健康の確保及び増進(16事業)に関する評価については、Aが15事業、Bが1事業となっています。

それぞれの事業の実績及び評価については次のとおりです。

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
母子健康手帳の交付	来所者が安心して相談できるように、特定の保健師が継続して関わるようにします。また「母子健康手帳アプリ」への登録案内を行い、情報発信に努めます。	こども課	母子健康手帳の交付時に子育て包括支援センターの保健師または助産師等による面談を実施し、妊娠・出産に関する情報提供等を実施しています。また、令和5年2月から出産子育て応援事業を実施し、妊娠届出された妊婦に対し出産応援給付金として5万円を支給しています。「母子健康手帳アプリ」については令和5年7月末でサービスが終了となっています。	B
妊産婦・乳児健康診査医療機関委託事業	定期的な妊婦健診と産後健診及び乳児健診の必要性を啓発し、受診勧奨に努めます。	こども課	医療機関における妊婦健康診査14回(一部助成)、産婦健康診査2回、乳児健康診査2回の助成を実施しています。また、令和4年4月からは新生児聴覚検査の費用助成を実施しています。母子健康手帳交付時や訪問時、育児相談等の機会に健診の必要性を説明し、受診勧奨を行っています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	産婦人科からの情報や出生連絡票等により早期の訪問が望まれる場合、退院後に早めの訪問を実施します。(他市町村に里帰りしている場合は、里帰り先の自治体に連絡し、訪問を依頼します)	こども課	出生連絡票に早めの訪問希望を問う項目を設け、早期の訪問を希望している方の把握に努めています。また、要支援妊産婦については産婦人科から得られた情報や妊娠経過を踏まえて、早期に支援が必要か検討し、希望者には早期の訪問を実施しています。里帰り先での訪問を希望している場合は、他市町村に訪問の依頼を行っています。令和5年2月から「出産子育て応援事業」開始に伴い、子育て応援給付金として出生した児1人につき5万円の支給を実施しています。	A
産前・産後サポート事業【新規事業】	全ての妊産婦に対し、必要なサポートを行います。	こども課	妊産婦に対して、保健師、助産師、看護師等が妊娠・出産、子育てに関する悩み等を傾聴し、相談支援を行っています。	A
産後ケア事業(宿泊・日帰り)【新規事業】	出産後、家庭等から十分な支援を受けられない方を対象に、心とからだのケア、育児のアドバイス、また休息の機会を提供します。	こども課	産婦人科で、心とからだのケア、授乳のアドバイス、休息の機会の提供を目的に産後ケアを実施しており、産後ケアの利用費用の一部を助成しています(宿泊は4か所、日帰りは6か所の産婦人科で実施)。	A
歯科保健指導事業(幼児歯科検診)	明確な資料(パンフレット等)や媒体(むし歯模型等)をそろえ、むし歯予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こども課	幼児歯科検診において、コロナ禍では感染症対策を実施しながら保護者と幼児が安心して検診を受診できる体制を構築しました。フッ化物塗布やおやつの選び方等、幼児期からのむし歯予防に関する資料の見直しや改訂をするとともに、歯科衛生士による丁寧な歯科指導やフッ化物塗布を実施しました。令和5年度は町内の1就園施設においてフッ化物洗口推進事業を実施しましたが、実施希望施設は少ない状況にあります。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
各種予防接種	幼児健診時等で接種状況を把握し、未接種の予防接種については決められた接種期間内での接種を勧奨します。	健康増進課 こども課	毎年度当初に「予防接種のお知らせ【保存版】」を全戸配布する等、町民に向けて周知を徹底しています。また、生後2か月になる時期に各種予防接種予診票綴りを送付する等早期接種を勧奨しました。未接種者に対しては公費接種期間内に接種できるよう、健診時の案内や個別通知及び電話による接種勧奨を実施しました。予防接種法の一部改正に伴う変更点（ワクチンの種類、接種間隔等）についても、周知を徹底的確に対処しました。	A
育児相談事業	育児相談（3～4か月児、8～9か月児）を実施します（年間各6回）。毎月第2水曜日を健康相談日として、健診後のフォローを実施します。随時、電話相談、家庭訪問も実施します。	こども課	3～4か月児、8～9か月児育児相談を年間各6回実施しています。地域のつながりづくりのために育児相談の中では、保護者の交流会等を実施しています。随時、電話相談、家庭訪問、来所での相談に対応しています。	A
健康診査事業（乳がん検診・子宮がん検診）	集団検診では、1日に受診できる定員が決まっているため、希望しても受けられないことがあります。この対策として、個別検診の受診勧奨を徹底することで受診者増に努めます。また、子育て世代にも受診しやすい体制づくりに努めます。	健康増進課	集団検診及び個別検診の受診勧奨を徹底することで受診者増に努めました。また、子育て世代の受診者に対して、個別対応で子の預かりを行い、受診しやすい体制づくりに努めました。	A
妊産婦医療福祉費支給事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。	保険課	妊産婦が医療機関で受診及び入院した場合に、医療費の自己負担分を一部助成しています。 （自己負担 外来1回600円：月2回限度、入院1日300円：月10日限度。調剤薬の自己負担はなし。）	A
パパママ教室	パパママ教室の参加（要支援妊婦）を勧奨します。	こども課	要支援妊婦に対して通知及び電話連絡で勧奨を行っています。教室への参加が難しい場合は随時、個別で実施しています。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査	健診未受診児に対し、幼児期の健診の必要性を啓発し、受診を促します。	こども課	コロナ禍では、感染症対策を講じながら、受付時間を区切る等、会場が密にならないよう人数の調整をしたり、個別対応をメインとした内容に変更する等したうえで、各種健診を実施しました。健診未受診児の保護者に対しては、子どもの成長・発達を確認し、何らかの問題等を早期に発見する必要性をお伝えし、早期療育等必要な支援につなげるための事業であることをご理解いただき、健診受診を勧奨しました。連絡がつかない保護者の場合、健診通知の再送付や、健診前日にも勧奨の連絡をする等受診勧奨を徹底しました。また、町内の就園施設において送迎の際に保護者に健診の案内をしていただく等、協力を得て受診につなげました。通院中等事情により健診未受診の児については、家庭訪問を実施し状況を確認することで、対象児全員の把握に努めました。	A
健康相談・電話相談	広報等で健康相談日（毎月第3水曜日）を周知し、利用を勧めます。	健康増進課	ホームページや広報紙において、健康相談日（毎月第3水曜日）を周知しました。また随時、電話でも健康相談等を実施しました。	A
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする児童に対し、その医療費を助成します。	こども課	申請者に対し、申請書類の配布や受理を行い、世帯の所得税額に応じた自己負担金の請求を行いました。 また、未熟児養育医療情報提供のため町ホームページに未熟児養育医療のページを作成し、事業の普及啓発に努めました。	A
食育推進事業	「早寝・早起き・朝ごはん」を推奨し、対象にあった食事内容を啓発するとともに、食文化の伝承に努めます。	健康増進課	パパママ教室、ごっくん教室、巡回食育指導等において、妊娠期から幼少期までの食育の大切さについて、本人や保護者に対して普及啓発を行いました。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
小児医療福祉費支給事業	高校3年生までの子どもが医療機関等を受診した場合に、医療費の一部を助成します。	保険課	小児（高校3年生までの子ども）が医療機関で受診及び入院した場合に、医療費の自己負担分を一部助成しています。 令和5年10月診療分から事業を拡大し、未就学児の医療費の自己負担分について実質無料としました。あわせて全ての小児の区分で所得制限を撤廃しています。 （自己負担 外来1回 600円：月2回限度、入院1日 300円：月10日限度。調剤薬の自己負担はなし。）	A



基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保

A	B	C	D	E	合計
2	7	1	0	0	10

基本目標4における子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保（10事業）に関する評価については、Aが2事業、Bが7事業、Cが1事業となっています。C評価については、「男女共同参画推進事業」で、この間の地域における女性のリーダーの養成が進んでいないことからC評価となっています。令和7年度に茨城町男女共同参画推進計画の改訂を行う予定です。それぞれの事業の実績及び評価については次のとおりです。

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
子育て世帯への住宅供給	町営住宅の申込受付については、随時行ってまいります。また、段階的に町営住宅の長寿命化とバリアフリー化に向けて取り組みます。	都市整備課	町営住宅の申込受付を随時行ってきました。また、バリアフリー化の取組については、町営住宅の長寿命化計画における改修工事の中で、浴室とトイレに手すりを設置しました。	B
公共施設等のバリアフリー化	子育て世代等を対象とした、誰もが利用しやすい施設整備の推進をします。	財政課	本庁舎において、正面玄関の階段に手すりを設置しました。また、車いす使用者用の駐車スペースを増設しました。今後も子育て世代等、誰もが利用しやすい施設整備の推進に取り組みます。	B
安全管理に関する取組	学校敷地内における防犯カメラの設置を継続するとともに、通学路の交通安全や防犯対策の強化に努めます。	学校教育課	防犯カメラによる不審者対策を行いました。また、通学路安全プログラムにより、関係機関と協議検討を行い通学路の安全確保に努めました。	B
交通安全対策事業	行政、関係団体、住民が一体となった交通安全意識の高揚と交通ルール遵守の普及を行い、交通事故の減少を図ります。	地域政策課	町、関係団体等が一体となり、交通安全啓発事業を実施し、交通事故の発生件数の目標値100件を計画期間中(R2～R5)いずれの年も下回りました。 活動団体の高齢化が進み、連携した啓発事業を継続することに懸念があります。	B

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
非常時の安全安心対策【新規事業】	災害時の対策として町と保育施設等が連携し、子どもたちの安全と安心を確保する観点から、非常時に備えるための費用を助成する事業です。	こども課	災害時等の停電の際に、保育施設等に入所している児童が安心して快適に過ごすことができるよう、自家発電装置の購入を補助する事業を認定こども園2施設、小規模保育施設等3施設において実施しました。 本事業については令和2年度から事業を開始し、補助を希望する全ての施設に設置することができたため、令和5年度をもって事業終了となりました。	B
防犯対策推進事業	各学校でマニュアルに沿った点検を行い、引き続き防犯対策の充実に努めます。	学校教育課	各学校で「危機管理マニュアル」に沿った防犯訓練を実施するとともに、対策の充実に努めます。	A
「こどもを守る110番の家」等推進事業	「こどもを守る110番の家」の制度の周知を図るとともに、設置協力者の確保に努め、防犯対策の強化を図ります。	学校教育課	「こどもを守る110番の家」の設置協力者との連携により、子どもたちの登下校や地域での生活の防犯対策が図られました。	B
小学生への防犯ブザーの配布	新小学1年生に対する防犯ブザーや安全笛の配布とともに、犯罪から子どもたち自身が身を守るための指導に努めます。	学校教育課	団体等から寄贈を受け、ブザーを配布しています。また、その際使い方を指導しています。	A
防犯対策事業	地域安全活動に携わる関係機関、団体が相互の連携を一層緊密化させ、パトロールや防犯のための広報啓発活動を実施し、地域安全活動の浸透と定着を図ります。	地域政策課	関係団体及び警察と連携し、街頭キャンペーンや防犯パトロールを実施しました。	B
男女共同参画推進事業	男女共同参画意識の実態を踏まえた具体的な取組を計画し、推進していきます。	地域政策課	第2次茨城町男女共同参画推進計画(H28策定)に基づく進捗状況は「A:41% B:32% C:15% D:7% E:5%」となっています。近年、就労している母親の割合が増えているため、より一層の男女共同参画の意識醸成が必要です。	C

基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

A	B	C	D	E	合計
14	0	0	0	0	14

基本目標5における個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進（14事業）に関する評価については、全ての事業がA評価となっています。

それぞれの事業の実績及び評価については次のとおりです。

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会機能を強化するため、児童相談所や警察・小中学校等の関係機関との連携を密にし、児童虐待の予防・対応に取り組みます。	こども課	代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、ケース会議を随時実施し、児童虐待予防・対応に取り組みました。また、R6年度にこども家庭センターを設置し、合同ケース会議を定期的実施することで要対協機能の強化を図りました。	A
児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	こども課	離婚等により、ひとり親家庭等になった保護者に対し、生活の安全と自立を促進することを目的とし、支給しています。戸籍異動届出の際に制度の説明をし、申請漏れを防いでいます。	A
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保険課	ひとり親世帯が医療機関で受診及び入院した場合に、医療費の自己負担分を一部助成しています。 （自己負担 外来1回 600円：月2回限度、入院1日 300円：月10日限度。調剤薬の自己負担はなし）	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
早期療育支援事業	保護者の理解が得られず、相談につながらないケースも多くあります。保護者が障がいの特性を理解し、必要な療育を早期に開始できるよう働きかけます。	こども課	幼児健診や相談があった際には、支援の必要な児に対して心理相談やなかよし教室（個別の相談教室）を案内し、適切な支援や療育につなげられるよう働きかけました。特に5歳児健診では、安心して就学を迎えるために、保護者が児の特性に気づくことができるよう、集団での健診を実施しました。また、年2回早期療育担当者会議を実施し、町内就園施設や関係各課と情報の共有及び連携を密にとり、気になる児に対する適切な支援を検討しました。一方、保護者の理解が得られず支援につながらないケースや、療育を開始するために必要である病院受診ができずに（小児発達を診る病院が少なく予約がとれないため）早期の療育を開始できないケースもあり、今後喫緊の課題となっています。	A
保育所(園)・幼稚園の障がい児受入れ事業	保護者の悩みや気持ちに寄り添った支援を継続します。	こども課	こども課窓口において、保育所等へ入所するうえで子どもがもつ障害・発達への保護者の悩みや不安を聞き取り、保育所等への見学や相談を提案することや関係機関へつなげること等を行い、日頃から保護者へ寄り添った支援を実施しました。 また、利用中の保護者に対する相談や支援を保育所等から求められた場合には、適宜助言するとともに、障がい児に対する相談やサービスを実施する機関へつなげるよう支援を行いました。	A
	障がい児の適切な保育・療育に向けて、教育委員会と幼稚園、保育園の連携だけでなく、関係機関や家庭との連携にも努めます。	学校教育課	教育員会が幼稚園、保育園、療育施設サービスを訪問したり、保護者の要望に応じて面談を行ったりしました。また、園からの要請があったときには特別支援学校の教員と保育の様子を参観し、障がい児の特性に応じた関わり方の助言を行いました。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
特別児童扶養手当の支給	精神、知的または身体障がい等のある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給します。	社会福祉課	療育手帳を含む各種障害者手帳を取得した障がい児の保護者に対し、特別児童扶養手当について案内するとともに、町広報紙やホームページで広く周知を図っています。	A
障害児福祉手当の支給	精神、知的または身体障がい等のある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の児童に手当を支給します。	社会福祉課	療育手帳を含む各種障害者手帳を取得した障がい児の保護者に対し、障害児福祉手当について案内するとともに、町広報紙やホームページで広く周知を図っています。	A
在宅重度心身障害児福祉手当の支給	在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るため、20 歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に対し手当を支給します。	社会福祉課	療育手帳を含む各種障害者手帳を取得した障がい児の保護者に対し、在宅重度心身障害児福祉手当について案内するとともに、町広報紙やホームページで広く周知を図っています。	A
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の向上、集団生活への適応訓練等の支援を継続的に提供することにより、障がい児・その家族の支援に努めます。	社会福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を就学前に継続的に提供することにより、障がい児及びその家族の支援に努めました。	A
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	社会福祉課	学校通学中の障がい児に対して、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりに努めました。	A

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
障害児相談支援	障害児相談支援については、地域の課題として障害児相談支援事業所が不足しているという問題があります。乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して提供するため、相談支援事業所と連携を図り、障害児相談支援の利用促進に努めます。	社会福祉課	令和6年4月に町内の障害児相談支援事業所が1か所増えて4か所となり、事業所の選択の幅が広がりました。今後も障がい児及びその家族を支援するため、相談支援の利用促進に努めます。	A
外国につながる幼児等への支援及び教育の充実 【新規事業】	円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携し、各事業における受入れ態勢等を可能な限り把握し、必要に応じた調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。また、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うよう努めます。	こども課	外国にルーツを持つ子どもに対する教育・保育の支援については、保護者から窓口等で保育所等への入所相談があった場合、子どもを取り巻く環境や保護者が抱える悩み等を可能な限り聞き取り、少しでも希望に近い形で利用ができるよう案内を行いました。	A
不妊治療費助成事業	町民に対し、制度の普及啓発に努めます。	こども課	町ホームページを通じて、生殖補助医療費助成事業や不育症治療費助成事業に関する情報発信を行いました。また、窓口に関連するリーフレットやポスター掲示を行い、普及啓発に努めました。	A

基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

A	B	C	D	E	合計
1	0	0	0	0	1

基本目標6における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（1事業）に関する評価については、A評価となっています。

事業の実績及び評価については次のとおりです。

事業名	事業展開	担当課	取組状況・課題	評価
施設等利用給付の円滑な実施の確保【新規事業】	給付申請について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払は年4回以上となるよう努めます。	こども課 学校教育課	令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等を利用した保護者への支払の円滑な実施として、四半期毎に償還払いにより保護者への給付を行いました。	A



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和5年に策定された「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

この「こどもまんなか社会」を実現させるためには、まず、子どもを安心して産み育てられる健全な環境が不可欠であり、これは子ども・子育て支援の原点であると考えます。

このことから、第2期計画の基本理念「子どもを安心して産み育てられる 夢と希望を未来へつなぐまち」を第3期計画でも継続し、安心できる環境で子どもを産み育てられ、健やかに育った子どもたちが生涯この町で暮らしたいと思えるような、夢と希望にあふれ、温かみのある地域社会を目指していきます。

計画の基本理念

子どもを安心して産み育てられる
夢と希望を未来へつなぐまち



2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域は、町全域を1区域とします。

3 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

少子化の進行により、子どもの数が減少しています。子ども自身が様々な年齢の子どもたちと交流し、互いに育ち合う機会が減少する等、子育てをする環境が変化しています。

子どもが安心して生まれ、子ども同士が交流する中で育ち合い、健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実することが必要です。また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進します。

基本目標2 子どもの健やかな成長を促す支援

命の尊さや子どもを産み育てること、家庭の大切さを理解できる子どもへと成長していけるよう、保育所（園）や学校等と連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をもった次代の親としての成長を支援していきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザーを配置するとともに、地域の特性を活かしながら、家庭・学校・地域等様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境づくりに努めます。

基本目標3 親子の健康の確保及び増進

妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、子育てを経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりの子どもの成長に合わせた支援体制づくりを目指します。

基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、子どもは親だけではなく、地域の様々な大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、子どもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会を目指します。

また、地域・行政・関係機関が一体となって、子どもが安全で安心して生活することができる地域環境づくりに努めます。

基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利があります。このため、体罰によらない子育てを推進するとともに、地域の見守りや関係機関・団体等との連携を図りながら、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うための体制の充実に努めます。また、子どもの貧困対策のための相談体制や経済的支援の充実に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念のもと、医療的ケアが必要な児童等や外国につながる幼児等への支援及び教育の充実に努め、地域社会で安心して暮らせるように、総合的な施策を推進します。

基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給を行います。



4 計画の体系

基本理念

子どもを安心して産み育てられる
夢と希望を未来へつなぐまち

基本目標

1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

【基本方針】

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

2 子どもの健やかな成長を促す支援

【基本方針】

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 5 児童の健全育成
- 6 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置及び確保

3 親子の健康の確保及び増進

【基本方針】

- 1 子どもと親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療体制の充実

4 子育てにやさしい生活環境の整備

【基本方針】

- 1 子どもの交通安全の確保
- 2 子どもを犯罪の被害から守る、安全・安心のまちづくりの推進
- 3 仕事と子育ての両立の推進

5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

【基本方針】

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 医療的ケアや専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実
- 4 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実
- 5 不妊に対する支援

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【基本方針】

- 1 施設等利用給付の円滑な実施の確保



第4章

計画の推進方策

第4章 計画の推進方策

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

基本方針

1 教育・保育施設の充実

(1) 1号認定（3～5歳）

「保育を必要とする事由」※に該当しない、年齢が3歳以上の就学前児童で、利用できる施設は幼稚園、認定こども園となります。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認定者数	人	201	173	156	133	115

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	人	98	94	87	84	82
確保量（利用定員）	人	450	450	450	450	450

(2) 2号認定（3～5歳）

「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする年齢が3歳以上の就学前児童で、利用できる施設は保育所（園）、認定こども園となります。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認定者数	人	405	411	412	395	376

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	人	370	357	336	325	319
確保量（利用定員）	人	442	442	442	442	442

※保育を必要とする事由：①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障がい、④同居または長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合。

(3) 3号認定(0～2歳)

「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする0歳～2歳で、利用できる施設は保育所(園)、認定こども園となります。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
認定者数／0歳	人	31	25	23	21	15
認定者数／1歳	人	91	88	92	83	79
認定者数／2歳	人	100	119	102	109	105

各年4月1日現在

【量の見込みと確保量】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／0歳	人	22	21	21	20	19
量の見込み／1歳	人	75	82	79	76	73
量の見込み／2歳	人	105	93	102	99	94
確保量／0歳(利用定員)	人	68	68	68	68	68
確保量／1歳(利用定員)	人	92	92	92	92	92
確保量／2歳(利用定員)	人	128	128	128	128	128



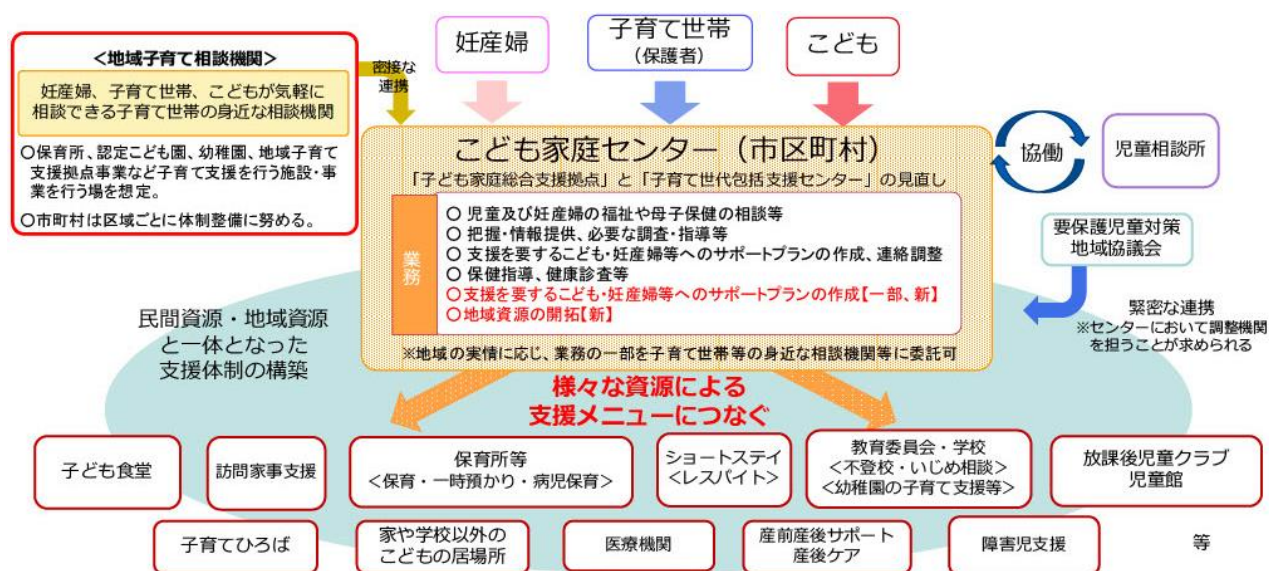
基本方針

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、あるいは妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等をする事業です。

本町においては、令和6年4月に設置した「こども家庭センター」が核となり、こども課の児童福祉に関する内容と、母子保健や子育て世代包括支援センター『にこ☆きら』が一体化した利用者支援事業を展開し、妊産婦並びに0歳から18歳までの子どもとその家庭が対象となる相談が一か所でできるようになりました。



資料：「こども家庭センターについて」（こども家庭庁）

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	1	1	1	0	0

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター1か所、町内の保育所（園）3か所、認定こども園6か所、児童福祉施設1か所の合計11か所で実施します。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
延べ人数	人回	3,976	3,746	4,654	5,208	4,396
実施か所数	か所	12	12	12	12	11

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／延べ人数	人回	4,626	4,856	5,087	5,317	5,547
確保方策／延べ人数	人回	4,626	4,856	5,087	5,317	5,547
確保方策／実施か所	か所	11	11	11	11	11

(3) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査及び保健指導を実施する事業です。

定期的な妊婦健康診査を受診勧奨し、健診費用の一部を助成します。また、妊婦健診に加え、産婦健診として産後2週間、産後1か月時の健診についても費用の一部を助成し、産後の体調の変化や産後うつを早期発見することで、適切な支援を実施し、虐待防止に努めます。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
実人数	人	161	153	133	120	120
延べ回数	人回	1,761	1,775	1,631	1,477	1,485

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／延べ回数	人回	1,628	1,611	1,594	1,578	1,562
確保方策／延べ回数	人回	1,628	1,611	1,594	1,578	1,562
実施場所：県内医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関等との委託契約 健診回数：16回／人（妊婦健康診査14回分＋産婦健康診査2回分） 検査項目：国が定める基本的な健康診査項目						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭の孤立を防ぐことを目的とし、家庭訪問指導員や保健師が生後1～4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問します。様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言により、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行います。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
実人数	人	151	144	143	121	120

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／実人数	人	128	124	120	116	110
確保方策／実人数	人	128	124	120	116	110
実施体制：乳児家庭訪問指導員及び保健師						
実施機関：こども課						

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭（特定妊婦、継続支援が必要な乳幼児の保護者）に対して、訪問し、保健師等による専門的な育成相談や家庭環境に応じた適切な保健指導を通じて、当該家庭が抱える諸問題の軽減や解決を図ります。令和2年度から5年度は対象の家庭がありませんでした。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
実人数	人	0	0	0	0	5

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／実人数	人	5	5	5	5	5
確保方策／実人数	人	5	5	5	5	5
実施体制：保健師6人及び児童相談員1人（月1回訪問見込み）						
実施機関：こども課						

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と連携を図る事業です。児童相談所や警察・小中学校等の関係機関との連携を密にし、児童虐待予防・対応に取り組みます。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
開催回数	回	5	3	7	6	6

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／開催回数	回	5	5	5	5	5
確保方策／開催回数	回	5	5	5	5	5

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

本町では、石崎学園と樹学園の2か所にショートステイ事業のみを委託し、実施しています。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
延べ人数	人日	10	0	0	0	14

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み／延べ人数	人日	12	12	11	11	11
確保方策／延べ人数	人日	14	14	14	14	14
実施場所：2か所 社会福祉法人茨城補成会石崎学園 社会福祉法人 つつみ会 樹学園						

(8) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の送迎や預かり等、子育ての手助けを必要としている保護者と、児童の預かり等の援助ができる方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

本事業について、本町では実施していません。

【量の見込みと確保方策】

ファミリー・サポート・センターの設置に向けては、保護者のニーズを詳細に把握することやその結果に基づく具体的な実施方法等について、引き続き検討していきます。

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園型

保護者がパートタイム就労や疾病、出産等の理由で家庭での保育が困難な場合に、幼稚園等における在園児（1号認定子ども）を対象に預かり保育を行います。

町内の認定こども園6か所、幼稚園1か所（公立1か所）の合計7か所で実施しています。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
延べ人数	人日	2,112	2,214	1,477	1,427	1,808

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／延べ人数	人日	1,808	1,880	1,936	1,974	1,993
確保方策／延べ人数	人日	2,474	2,474	2,474	2,474	2,474

② 幼稚園型以外

保護者がパートタイム就労や疾病、出産等の理由で家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れ等による保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、預かり保育を行います。

町内の保育所（園）2か所、認定こども園4か所（私立）の合計6か所で実施しています。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
延べ人数	人日	109	148	117	195	142

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／延べ人数	人日	142	149	154	158	161
確保方策／延べ人数	人日	207	207	207	207	207

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び保育利用時間を超えた分について、認定こども園、保育所（園）等において延長して保育を行う事業です。

町内の保育所（園）3か所、認定こども園4か所（私立）、地域型保育事業等3か所の合計10か所で実施しています。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
実人数	人	116	115	87	91	102

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／実人数	人	102	103	104	105	106
確保方策／実人数	人	328	328	328	328	328

(11) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

本町においては、病児・病後児保育事業については、体調不良児対応型のみの実施となっています。令和6年度に実施しているのは、保育所（園）1か所、認定こども園1か所（私立）の合計2か所で、令和7年度に保育所（園）1か所が追加され、合計3か所となる予定です。

病児対応型・病後児対応型を実施するには、病院・保育所等に付設された専用スペースが必要であること、看護師等の配置が必要であることから事業の拡充等は未定となっています。今後、病児対応型・病後児対応型については実施が具体化した段階で計画の見直しを行います。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
延べ人数	人日	149	172	233	297	213

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み／延べ人数	人日	260	252	245	238	230
確保方策／延べ人数	人日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

■ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

町内の全小学校（4校）において児童クラブを設置し、公設公営で運営を行っています。

小学4年生までは希望通りのクラブに入所できており、5、6年生については、クラブが定員に満たない場合には入所できる状況ですが、待機児童は発生していません。

支援員のなり手不足による不安定な運営を回避し、より良い見守りと充実した運営を行うために、民間委託も視野に入れた検討を行います。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1年生	人	80	86	94	93	83
2年生	人	71	78	92	91	92
3年生	人	70	61	70	76	85
4年生	人	51	53	49	55	57
5年生	人	33	30	27	18	23
6年生	人	14	17	18	6	17
合 計	人	319	325	350	339	357

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

		単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1年生	人	91	80	79	76	75
	2年生	人	83	93	80	81	80
	3年生	人	84	77	86	72	71
	4年生	人	58	54	49	51	42
	5年生	人	24	23	23	20	21
	6年生	人	16	17	16	13	14
	合計	人	356	344	333	313	303
確保方策		人	370	370	370	370	370

■ 放課後子ども教室

放課後に小学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

小学校を活用し「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業が連携することで、多様な子どもたちの関係を形成し、地域の人との関わりを体験できる安心で安全な居場所を提供するとともに、放課後は利用しない余裕教室等（図書室や体育館等）を有効に活用した事業運営に取り組んでいます。

また、全ての子どもが利用できる環境（支援員やコーディネーターの確保等）を整備するため、教育委員会及び保健福祉部等の関係部局で、放課後児童健全事業の実施状況等の情報共有を行います。さらに、特別な配慮を必要とする児童等に対する個別支援の方法については必要に応じ関係機関と連携し、適切な支援体制を構築する等、児童の健全な育成に努めます。

今後においても、地域の実情に沿ったニーズを把握し、放課後児童健全事業の充実を図るとともに、利用者や地域住民への周知を推進します。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用定員	人	450	450	250	250	250
登録者数	人	131	186	216	234	243
延べ利用者数	人	2,989	3,820	4,594	5,148	5,346
実施回数	回	91	82	85	88	88
実施場所	か所	4	4	4	4	4

※令和6年度の延べ利用者は見込み。

【確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
利用定員	人	250	250	250	250	250
実施回数	回	88	88	88	88	88
実施場所	か所	4	4	4	4	4

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（給食を除く）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実績】

本事業について、給付の実績はありません。

【事業の方向性】

本事業については、対象となる児童や生徒のいる世帯の把握に努め、子どもの置かれている現状や実態を把握したうえで、経済的な支援として今後取り組むべきかどうか検討していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【実績】

令和2年4月から町内1か所で家庭的保育事業が実施されています。

【事業の方向性】

ニーズにあわせて検討していきます。

(15) 産後ケア事業

出産後、家庭等から十分な支援を受けられない方を対象に、産婦人科において心と身体のケア、育児のアドバイス等産後ケアと休息の機会を提供し、その利用費用の一部を助成しています。

本町では、宿泊は4か所、日帰りは6か所の産婦人科で実施しています。

なお、第3期計画から地域子ども・子育て支援事業計画の事業に位置づけられます。

【実績】

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込み)
利用者数	人	6	0	1	6	5
宿泊型	人	1	0	0	1	3
日帰り型	人	5	0	1	5	2
利用日数	日	7	0	1	7	8
宿泊型	日	2	0	0	2	6
日帰り型	日	5	0	1	5	2

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	人日	43	43	43	43	43
宿泊型	人日	18	18	18	18	18
日帰り型	人日	25	25	25	25	25
確保方策	人日	43	43	43	43	43

(16) 子育て世帯訪問支援事業 新規

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを把握するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【事業の方向性】

将来的な需要を勘案しつつ、制度化を検討していきます。

(17) 児童育成支援拠点事業 新規

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもの居場所となる第3の場所を提供し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に行うことで、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【事業の方向性】

国の示すガイドラインに基づき、関係部署との役割の明確化、連携に係る課題等について、調査研究し、検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業 新規

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性や子どもの発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニングや、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供する等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【事業の方向性】

今後、ニーズの把握をし、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(19) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） 新規

親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる制度で、保育所（園）等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供や助言等の援助を行う事業です。

【事業の方向性】

令和8年度の実施に向けて、制度運営について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	人		20	20	20	20
0歳児	人		6	6	6	6
1歳児	人		7	7	7	7
2歳児	人		7	7	7	7
確保方策	人		20	20	20	20

(20) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 新規

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦やその配偶者等への面談等により、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の伴走型支援を行う事業です。

【事業の方向性】

出産応援給付金と子育て応援給付金を給付するとともに、面談による伴走型相談支援事業を実施します。

【量の見込みと確保方策】

	R 7	R 8	R 9	R10	R11
妊婦届出数（人）	118	128	124	120	116
面談回数（回）	3	3	3	3	3
量の見込み（人回）	354	384	372	360	348
確保方策（人回）	354	384	372	360	348

基本目標2 子どもの健やかな成長を促す支援

基本方針

1 次代の親の育成

子どもを産み育てたいという希望が実現できるための環境を整備するとともに、パパママ教室等の学習機会等を活用し、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義等の啓発事業を進め、「親育ち」を支援します。

また、小中学生には子どもを産み育てることの素晴らしさや生命の大切さを理解してもらうため、乳幼児等との交流の機会を設けていきます。

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

社会環境が大きく変化する中、子どもたちが主体的に生きていくことができる力を育むため、子ども同士が学び合い、多様な考え方に触れながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育みます。

また、学校教育の分野においては、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、家庭や地域と連携した取組が必要になっています。

3 家庭や地域の教育力の向上

少子化、核家族化や地域関係の希薄化等により、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。教育の原点である家庭の教育力を高めるため、家庭の自主性を尊重しつつ、身近な地域による子育てに関する学習機会や情報の提供、関係機関が連携した相談支援、専門的人材の育成等、きめ細かな家庭教育支援体制の充実が求められています。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア等で、子どもの成長に悪影響が懸念される、性や暴力に関する過激な内容とする雑誌等が見受けられます。また、テレビ、インターネット等のメディア上には性、暴力等の有害情報も氾濫しています。

このため、地域、学校及び家庭における情報モラル教育の推進とともに、関係機関や地域と連携・協力し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれない体制を整備します。

5 児童の健全育成

少子化により児童数が減少しており、遊びを通じての仲間関係の形成、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると懸念されています。

このため、全ての子どもを対象とし、地域の協力による学習や体験活動、交流活動等、安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。

6 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置及び確保

教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置・確保し、教育内容や指導方法、環境の改善等を図り、地域の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
地域家庭教育推進事業	講座・教室等において、相談・情報提供・内容の充実を図り、家庭や地域における教育力の向上に努めます。	1	生涯学習課
	3歳児健診、5歳児健診受診者に対して「ひよこ」「クローバー」等の家庭教育・子育てに関するリーフレットを配布し普及啓発を図ります。 さらに、保護者に対して、家庭教育やしつけの重要性について理解し、楽しく子育てに取り組めるよう、関連する情報の普及啓発に努め、安心して就学を迎えることができるよう支援します。	1	こども課
情報教育推進事業	ICT機器や教材の拡充、教員のICTを活用した授業研修を進める等、ICT機器を活用した授業の改善、向上に努めます。	2	学校教育課
小学校と中学校の情報交換会	教員の研修会や授業の相互参観、情報交換を引き続き行い、児童生徒の指導に活かしていきます。	2	学校教育課
教育支援センター事業	児童生徒の学校生活における悩みは様々であるため、相談員の研修の機会を確保し、相談、支援の充実に努めます。 また、校内フリースクールを設置し、教育支援センターと連携して不登校児童生徒の居場所づくりを推進していきます。	2	学校教育課
きめ細かな指導の充実	学習指導支援講師を配置し、きめ細やかな指導を行うとともに、講師の人材確保に努めます。	2	学校教育課
部活動での外部指導者の活動	スポーツ・文化芸術活動に関する知識・技術を有する外部指導者からの指導は、生徒にとって有意義であることから、協力していただける外部指導者の人材確保に努めます。	2	学校教育課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
コミュニティ・スクールの推進	令和4年度に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。	2、3	生涯学習課
外部人材の活用	教育の振興のために町立小中学校及び幼稚園においてボランティアとして活動する新たなブライト・リーダーの確保を行うとともに、ブライト・リーダーの専門的な知識、技能の効果的活用に努めます。	2、3	学校教育課
地域交流推進事業の実施	ふるさと学習や涸沼等の自然環境を活かした環境学習を推進するとともに、農業体験等を通して地域の方との交流に努めます。	2、5	学校教育課
おはなしの会の開催	幅広い分野での読み聞かせを展開し、子どもから大人まで楽しめるおはなし会を開催します。	3	生涯学習課 （図書館）
ブックスタート事業	絵本の無償配布の際に、図書館や「絵本となかよし」等のおはなし会の案内を行い、次の読み聞かせ事業参加につなげられるようにします。	3	生涯学習課 （図書館）
セカンドブック事業	ブックスタートのフォローアップ事業として、お子さんの名前が入ったオリジナル絵本をプレゼントし、絵本の読み聞かせによる家族のコミュニケーションズづくりを支援します。	3	生涯学習課 （図書館）
絵本となかよし事業	読み聞かせの時間に合わせ、赤ちゃんタイムを実施し、乳幼児連れでも利用しやすい図書館にして、参加者の拡大に努めます。	3	生涯学習課 （図書館）
青少年環境改善事業	青少年相談員の協力を頂き、継続して環境浄化活動の推進に努めます。 青少年相談員だけでなく、家庭や地域のボランティアの方々との連携を図ります。	4	生涯学習課
地域安全活動推進事業	青少年を取り巻く環境が変化していることから、町内を巡回して健全な社会環境づくりができるように努めます。	4	生涯学習課
スポーツ少年団支援事業	団員募集チラシを町内各小学校を通して配布し、各少年団員の増員を図ります。	5	生涯学習課
町立学校体育施設開放事業	安心して利用できるように、不具合のある箇所や備品に対し、計画的な修繕に努めます。	5	生涯学習課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
子どもの居場所づくり 事業	町民のニーズを把握し、子どもが安全で安心して楽しく学べる環境づくりに努めます。 また、地域の協力者、指導者の人材育成に努めます。	5	生涯学習課
教育・保育に関する専門 性を有する指導主事・幼 児教育アドバイザーの 配置・確保	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・ 幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めま す。	6	学校教育課 こども課



基本目標3 親子の健康の確保及び増進

基本方針

1 子どもと親の健康の確保

こども家庭センターを中心に、母親と子どもの健康が確保されるよう、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り、切れ目のない支援体制を強化します。

また、子どもの疾病、事故、障がいの早期発見に加え、親に対する支援の観点を強化し、医療・福祉・教育等の関連する分野と密接な連携を図りながら、一貫性・連続性のある保健サービスの提供を推進します。

2 食育の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、乳幼児期からの正しい食習慣の定着が必要です。また、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。

このため、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、パパママ教室における栄養指導・離乳食教室及び乳幼児健診時における情報の提供に取り組めます。

3 思春期保健対策の充実

地域保健と学校保健の連携による思春期の心の相談等を行っていきます。

4 小児医療体制の充実

小児医療体制は、子どもが健やかに生まれ、育つための大切な社会基盤となるものです。子どもが緊急時に安心して医療を受けられるよう、小児医療体制の充実が必要です。このため、保護者等に対する医療機関等の情報提供を充実するとともに、夜間救急医療、休日医療等、小児医療体制の充実・確保に取り組めます。

また、子ども救急電話相談（短縮ダイヤル#8000）を周知します。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
母子健康手帳の交付	専門職による面談は継続して実施し、安心して相談できる支援体制を構築していきます。 また、デジタルでの情報発信ができるよう検討していきます。引き続き「出産子育て応援事業」の内容を検討しつつ継続していきます。	1	こども課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
妊産婦・乳児健康診査	妊婦健診、産婦健診、新生児聴覚検査、乳児健診の助成を行い、妊産婦及び乳児の健康管理に努めます。 様々な機会に健診の必要性和受診勧奨を継続していきます。	1	こども課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	産婦人科と連携し、産婦の希望に合わせた早期の訪問を実施し、不安の軽減と育児技術の獲得をサポートします。 出産子育て応援事業の伴走型支援の内容を検討し、母親の育児不安に対する支援の充実に取り組みます。	1	こども課
産前・産後サポート事業	電話相談や訪問等で妊産婦の相談に応じ、必要な支援につなげていきます。	1	こども課
歯科保健指導事業(幼児 歯科検診)	幼児期からのむし歯予防やフッ化物等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	1	こども課
各種予防接種	生後2か月になる時期に各種予防接種予診票綴りの個別送付を継続して実施します。 国の動向(法律の改正等)を踏まえ、接種間隔や接種時期等予防接種に関する新たな情報の周知に努め、公費接種期間内での接種を勧奨し、感染症のまん延・拡大の防止に努めます。	1	健康増進課 こども課
育児相談事業	3～4か月児、8～9か月児育児相談をはじめ、電話相談、家庭訪問、来所相談等での個別相談を実施し、保護者が気軽に相談できる体制を整え、育児不安の軽減や孤立化の防止に努めます。	1	こども課
一般健康診査及び各種 がん検診	継続して集団健(検)診及び個別健(検)診の受診勧奨を行い、子育て世代が受診しやすい体制づくりに努めます。	1	健康増進課 保険課
妊産婦医療福祉費支給 事業	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。	1	保険課
パパママ教室	継続してパパママ教室の参加を勧奨します。 また、個別での対応や妊婦訪問を実施し、要支援者との関係性の構築及び妊娠・出産に関する不安の軽減に努めます。	1、2	こども課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査・5歳児 健康診査	幼児健診は、児のおかれている家庭環境を把握したり、疾病や障害を早期に発見するための場であること等、保護者に対し適切な情報を提供し、必要な支援につなげることができる場でもあることを周知します。 対象児の全数受診を目指し、就園施設等関連機関と連携しながら、適切な時期に健診受診ができるよう保護者に対する関わりを継続して取り組みます。	1、2	こども課
健康相談・電話相談	からだところこの健康についての相談を実施し、ニーズに合わせた情報提供や専門機関の案内・提案等、支援の充実に努めます。	1、3	健康増進課
未熟児養育医療	適正に医療費の助成をするため、未熟児養育医療事務取扱要綱にのっとり手続を行います。	1、4	こども課
食育推進事業	未就学児や保護者を対象とした食育指導を実施し、食文化の伝承や家庭における食育の推進に努めます。	2	健康増進課
小児医療福祉費支給事業	小児（高校3年生までの子ども）が医療機関等を受診した場合に医療費の一部を助成します。	4	保険課



基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備

基本方針

1 子どもの交通安全の確保

小中学校や保育所（園）、幼稚園等で交通安全教室を実施する等、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。また、事故の危険性の高い通学（園）路について、安全・安心に通行できるよう整備する等、安全性を高める取組を進めます。

2 子どもを犯罪の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進

防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取組や、地域や警察等の関係機関との連携を図りながら 地域全体で子どもを危険から守る取組を進めるとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の設置を推進します。

3 仕事と子育ての両立の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、労働者、事業主、地域社会の理解や合意形成を促進するために広報や啓発を行います。労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、自分が望む生活スタイルの実現に向けた意識を醸成します。事業主に対しては、労働者の希望する環境づくりに向けた啓発を行います。また、地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成を図ります。



【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
交通安全対策事業	行政、関係団体、住民が一体となった、交通安全意識の高揚と交通ルール遵守の普及を行い交通事故の減少を図ります。	1	地域政策課
安全管理に関する取組	学校敷地内における防犯カメラの設置を継続するとともに、通学路安全プログラムにより、関係機関と協議検討を行い通学路の交通安全や防犯対策の強化に努めます。	2	学校教育課
学校防犯対策推進事業	各学校で「危機管理マニュアル」に沿った防犯訓練を実施するとともに、対策の充実に努めます。	2	学校教育課
「こどもを守る110番の家」等推進事業	「こどもを守る110番の家」の制度の周知を図るとともに、設置協力者の確保に努め、防犯対策の強化を図ります。	2	学校教育課
小学生への防犯ブザーの配布	新小学1年生に対する防犯ブザーや安全笛の配布とともに、犯罪から子どもたち自身が身を守るための指導に努めます。	2	学校教育課
地域防犯対策事業	地域安全活動に携わる関係機関、団体が相互の連携を一層緊密化させ、パトロールや防犯のための広報啓発活動を実施し、地域安全活動の浸透と定着を図ります。	2	地域政策課
男女共同参画推進事業	男女共同参画意識の実態を踏まえた具体的な取組を計画し、推進していきます。	3	地域政策課

基本目標5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

基本方針

1 児童虐待防止対策の推進

核家族化が進行する中で、共働きやひとり親家庭の増加、保護者の経済的困窮、社会的孤立等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童相談所の児童虐待相談対応件数も増加しています。児童虐待は、発生予防から早期発見、迅速・的確な対応、被虐待児の自立支援までの一連の対策が重要となっており、子どもの安心安全な環境や生活を確保するため、関係機関等との連携を図ります。

さらに、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う「こども家庭センター」の機能強化に努め、児童相談員と児童相談所職員、地域の関係機関と情報収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てをするうえで経済的な支援が必要である等多くの問題を抱えている現状が見受けられます。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、児童扶養手当の支給等、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

また、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用について配慮に努めます。

3 医療的ケアや専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実

専門的な支援が必要な子どもについては、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業等を通じて、子どもとその保護者を適切な支援につなげることが重要です。このため、早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深める取組を推進します。学校教育においては、特別支援学級を設置し、特別な支援が必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、相談支援専門員等の配置を推進します。

4 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれます。このため、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう支援を充実させることが必要です。

子どもやその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うこと等、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、各施設、関係機関との連携を図ります。

5 不妊に対する支援

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的な負担が大きいことから、これらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針項目	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会機能を強化するため、児童相談所や警察・小中学校等の関係機関と連携をとり、要保護児童に対してはサポートプランを作成し支援を実施する等、児童虐待予防・早期発見及び迅速な対応に取り組めます。	1	こども課
児童扶養手当支給事業	離婚等によりひとり親家庭等になった保護者に対し、生活の安定と自立の促進を目的として支給します。	2	こども課
ひとり親家庭医療福祉費支給事業	ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	2	保険課
早期療育支援事業	保護者の理解が得られず支援につながらないケースや、早期の療育を開始できないケースがあります。 引き続き、支援の必要な児に対して幼児健診や相談があった際には、心理相談やなかよし教室につなげられるよう早期から働きかけ、早期療育担当者会議等において関係各課と良好な関係を構築し、支援の充実を図っていきます。	3	こども課
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を支援員が訪問し、障がい児及びその周りの児童・職員等を含め、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	3	社会福祉課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
保育所(園)・幼稚園の障がい児受入事業	障がい児に対する対応も含め、年々増加傾向にある発達が気になる子ども（いわゆるグレーゾーンの子ども）についても比較的早い段階で窓口や保育所等において把握し、保護者の悩みや気持ちに寄り添った支援を提供できるよう対応して行きます。	3	こども課
	障がい児の適切な保育・療育に向けて、教育委員会と幼稚園、保育所等の連携だけでなく、関係機関や家庭との連携にも努めます。	3	学校教育課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的または身体障がい等のある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給します。	3	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	精神、知的または身体障がい等のある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の児童に手当を支給します。	3	社会福祉課
在宅重度心身障害児福祉手当の支給	在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るため、20 歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に対し手当を支給します。	3	社会福祉課
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の向上、集団生活への適応訓練等の支援を継続的に提供することにより、障がい児・その家族の支援に努めます。	3	社会福祉課
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後や夏休み等の居場所づくりを推進します。	3	社会福祉課

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
障害児相談支援	障害児相談支援については、地域の課題として障害児相談支援事業所が不足しているという問題があります。乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して提供するため、相談支援事業所と連携を図り、障害児相談支援の利用促進に努めます。	3	社会福祉課
外国につながる幼児等への支援及び教育の充実	円滑に教育・保育施設を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携し、各事業における受入れ態勢等を可能な限り把握し、必要に応じた調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。また、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うよう努めます。	4	こども課
不妊治療費助成事業	医療保険が適用されない生殖補助医療と不育症治療等に関する治療費及び検査料に対し、助成を行います。 また、治療を受けている方に対して、各種媒体等を活用し、適正な情報発信を実施します。	5	こども課

基本目標6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本方針

1 施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給を行うため、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案した給付方法を検討します。

また、過誤請求・支払防止のため、施設等利用給付の給付申請は、利用者が主に利用している施設で取りまとめる等対策を講じます。

（※主な事業：一時預かり事業、預かり保育事業、病児・病後児保育事業、認可外保育施設等）

【事業一覧】

事業名	実施方針	基本方針 項目	担当課
施設等利用給付の円滑な実施の確保	施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等を利用した保護者への支払の円滑な実施として、四半期毎に償還払いにより保護者への給付を行っていきます。	1	こども課 学校教育課



第5章

計画の推進体制と進捗管理

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、茨城町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、庁内の関係各課と全ての家庭や事業者、子育て支援活動団体等とともに、連携して取り組んでいく必要があります。

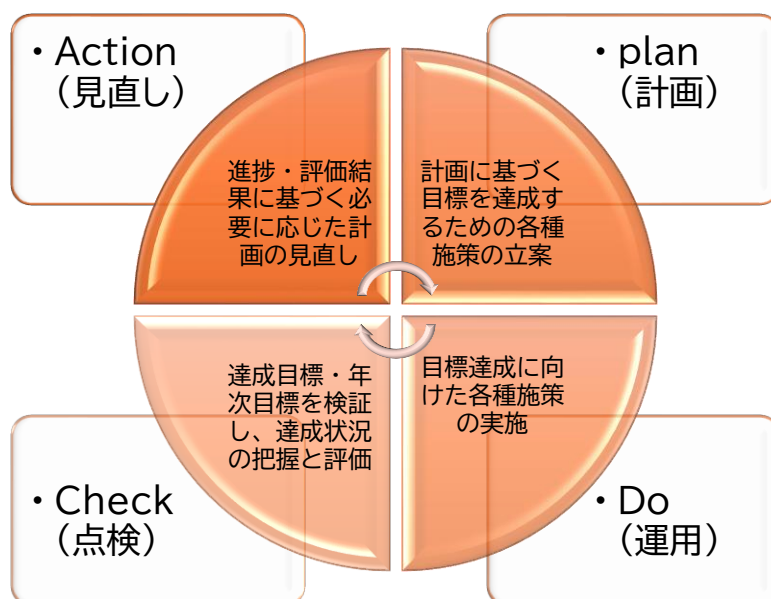
このため、本計画の推進にあたっては、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価、計画の見直しを行います。

また、町民や関係団体、関係機関からなる「茨城町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。

■連携による推進体制



■PDCAサイクルによる進捗管理



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を行う者が相互に連携し、協働しながら本町の実情に応じた取組を推進します。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等で、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保することに努め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ります。

（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、職員に対する研修機能、教育施設間の連携事業の実施や連絡調整等、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援や家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応等、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ 全ての家庭への子育て支援の充実

全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業等既存事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

（２）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動等も保育に係る重要な要素となります。このことから、合同保育・行事参加、園庭開放等、保育内容に関する教育・保育施設による支援が大切であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応等についても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容等の支援を提供するものとします。

（３）認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）から小学校への円滑な接続を図るため、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の交流事業等を実施し、就学に関する情報の共有を推進します。



第6章

資料編

第6章 資料編

1 茨城町子ども・子育て会議条例

平成28年3月31日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、茨城町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 会議に、特別の事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会議に報告するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茨城町条例第61号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（茨城町幼児施設設置協議会条例の廃止）

- 3 茨城町幼児施設設置協議会条例（昭和54年茨城町条例第10号）は、廃止する。
（茨城町子ども・子育て支援事業計画策定委員会条例の廃止）
- 4 茨城町子ども・子育て支援事業計画策定委員会条例（平成25年茨城町条例第4号）は、廃止する。

2 茨城町子ども・子育て会議委員名簿

所 属 等	氏 名	備 考
私立教育・保育施設代表（飯沼こども園） （社会福祉法人東明会理事長）	東ヶ崎 静 仁	会 長
主任児童委員代表 （民生委員児童委員協議会）	大 月 文 子	副会長
私立教育・保育施設代表 （いばらき幼稚園園長）	雨 谷 鉄 平	
子育てボランティア代表 （更生保護女性会）	早乙女 恵美子	
P T A連絡協議会代表	奥 谷 寛 之 長谷川 直 哉	令和 6 年度 令和 7 年度
子ども会育成連合会代表	白 石 聡 子	
公立幼稚園保護者代表 （大戸幼稚園）	佐 藤 直 美	
私立教育・保育施設保護者代表 （まさみ幼稚園）	鶴 田 佳 奈	
私立教育・保育施設保護者代表 （ふじ保育園）	川 澄 弘 樹	
学校長代表 （茨城町学校長会長）	浅 野 尚 子 篠 原 み ち 代	令和 6 年度 令和 7 年度
社会福祉課長	桃 井 雅 和	
健康増進課長	大 信 雅 一	
学校教育課長	長谷部 隆 行	

茨城町 第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行 茨城町 保健福祉部 こども課

編 集 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037 番地 1

T E L 029-292-1111 (代表)

町ホームページ <https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/index.html>



茨城町